

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	馬 渕 ひろし	2番	松 野 貴 志
3番	今 木 啓一郎	4番	北 倉 利 治
5番	鳥 居 佳 史	6番	小 川 理
7番	杉 原 克 巳	8番	若 園 正 博
9番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋
11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	15番	若 園 五 朗
16番	くまがいさちこ	17番	松 野 藤四郎
18番	藤 橋 礼 治		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

14番 広 瀬 時 男

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	教 育 長	加 納 博 明
政 策 企 画 監	巢之内 亮	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市 民 部 長	児 玉 等
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	岡 田 弘	健 康 福 祉 部 長	平 塚 直 樹
都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和	環 境 水 道 部 長	広 瀬 進 一
会 計 管 理 者	清 水 千 尋	教 育 次 長	児 玉 太
監 査 委 員 事 務 局 長	高 山 浩 之		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	松山詔子
書記	近藤圭代		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、早朝よりお越しいただきました傍聴の方々、まことにありがとうございました。最後までよろしくお願いを申し上げたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

12番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬君。

○12番（広瀬武雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまは議長の指名をいただき、お許しをいただきましたので、議席番号12番の広瀬武雄でございますが、通告に従いまして、以下5点について質問をさせていただきたいと思っております。

その1は、お手元の資料のとおり、地方税・保険税等の徴収対策、強化策の現状と今後の方針はどうか、2番目は、全小・中学校体育館にエアコンの導入の考えはないか、3番、小・中学校に自販機の設置を考えてはどうか、4番、スマホの学校への持ち込みについての検討をされてはどうか、5番、学校給食におけるプラスチックストローを削減する考えを伺いたいという、以上5点につきまして、詳細は質問席より行いたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、先ほど来申し上げましたように、最初に地方税・保険税等の徴収対策、強化策の現状と今後の方針につきまして、お伺いしたいと思います。

本議会は決算議会と称されまして、さまざまな決算資料が手元に配付されているところでございます。そのような資料に基づきまして、それを活用した質問になろうかと思っておりますが、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

まず、これらにつきましては、全国の地方自治体の間では、地方税や保険料、使用料等の徴収対策を強化する動きが広がっていることは既に皆様方御承知のとおりだと思います。

人口減少で将来の財政見通しが厳しいことを踏まえ、徴収力を向上させて滞納を減らす取り組みを本格化し、複数の自治体と一緒に徴収業務に当たる共同処理組織の設立とか、あるいは地方税の特別徴収義務者の一斉指定、あるいは民間サイトを使ったインターネット公売の導入など、広域連携や民間ノウハウの活用で徴収率の底上げを目指しているのが現状でござ

います。

こうした取り組みによりまして、地方税の滞納額はここ数年で全国的には急減しておりますし、最終的には回収を諦めて損失処理した不納欠損処理額も最低の実績になっておると、こういう全国的な動きがあります。

そういう動きの中におきまして、当瑞穂市はどのような現状になっているかをつぶさに見ますと、30年度の一般会計、地方税の滞納額は1億8,600万、また29年度は2億1,000万、28年度は2億4,000万、27年度は3億2,200万、同年度の同じく不納欠損が、30年度が1,000万、29年度は1,700万、28年度は4,500万、なぜか28年度は多いです。27年度は1,700万という推移をたどっておりますが、保険料につきましても、30年度の滞納額が2億1,500万、29年度は2億3,300万、同じく不納欠損額は、30年度が1,100万、29年度は2,000万と、いずれも徐々にではありますものの改善されてきていることは担当部の御努力のたまものであると、そのように敬意を表する次第であります。

そこでお尋ねいたしますが、このような前年比、徐々に改善されていく体制はどのような体制で講じられておるのか、担当部長の市民部長にまずもってお伺いし、それからそのような対策を講じているその人数、あるいは内容、それらがどのようなものであるかをまずもって知りたいと思いますので、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） おはようございます。

ただいまの御質問にお答えをいたします。

瑞穂市としまして、未収債権のあります所管課から担当者を14名で構成しておりますが、市税等収納対策推進プロジェクトチームというものを組織しております。市民部長を統括部長としまして14名、税務課から3名、医療保険課から2名、上水道課から2名、福祉生活課から1名、あと地域福祉高齢課、下水道課、教育総務課、幼児支援課、学校教育課からそれぞれ1名ずつということで行っております。

内容としましては、債権管理の研修でありますとか、未収金の回収対策などの業務を協力しながら行っているところでございます。以上です。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

そのような編成チームでもって当瑞穂市の滞納額を管理し、不納欠損額に至る前にいろいろな手を講じていただいているものと考えておるところでございます。

報告によりますと、いろいろ他市町との共同でやっていくという面もありますが、現状は県のほうとの共同でやっているというようなお話も承っておりますが、岐阜県税事務所にも共同でやっている現状について、瑞穂市から派遣している人数はどのくらいで、県から逆に瑞穂市へも協力いただいている人数はどのくらいなのか。あるいは回収を強化するためといいますか、

それに付随した関係で、電話催告を委託したり、ネット公売を活用した経緯はあるのかどうか。その経緯はどうであったのか。また、今後どのような方針で臨むのか。また、市外に居住している管外滞納者への対応はどうしているのかという点について、再び担当部長に伺いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） まず県との協力ということでございますが、県と協定を結びまして行っています。市から、7月から12月までの間、県税事務所に税務課の職員を1名派遣しております。そのときに、当市の市県民税の滞納案件を県に引き継ぎをしまして、派遣職員が実務指導を受けながら滞納整理をしているところです。

市からは1名ということで、県からは4名の方が市の徴税吏員の身分を与えて協力をしていただいているところでございます。

派遣職員が県の方と一緒に徴収事務を勉強した後、滞納整理を行いながら勉強した後、市に戻ってからは県のノウハウを市のほうにフィードバックしているところでございます。

続きまして、電話催告、インターネット公売につきましてですが、電話催告については現在委託はしておりません。今のところ、今後も委託の予定はございません。インターネット公売は実施をしております。平成30年度には1回行いまして、滞納者宅の動産を差し押さえまして、5品を出展しまして約5万5,000円ほどで売却をすることができ、税金に充当をしたところでございます。インターネット公売につきましては、今後も継続をしていく予定でございます。

それから、管外滞納者についてですが、管外の滞納者についても市内の滞納者と同様に滞納整理を行っています。転出先から再度転出をされるような場合でも、地方税法の規定によりまして、転出先の市町村に実態調査を行いまして、現在の居住する住所地を確認した後、催告書等を送付しているところでございます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

さまざまな対策をとりながら、今回申し上げましたように、前年比不納欠損額が徐々に減りつつあるということは大変ありがたい話ではありますが、これに満足することなく、さらなる厳格な処理体制を構築していただきたいと、かように思うわけでございます。

若干事例は極端な事例かも知れませんが、きのうの質問や答弁の中でも、下水処理場が行われるという結論が市長から出ましたが、多額な予算がそこに投入されていくということでございます。穂積駅拠点化事業を初め大月運動広場等々、さまざまな巨額な金がこれから数年にわたりまして、あるいは十数年にわたりまして瑞穂市から出ていくということは事実でございます。

そのような中、税収をアップしたり、工場誘致したりというようなそういうことで税収をふやすというのはもう語られ過ぎている話ではありますが、今質問させていただいているような滞納とか不納欠損を減らすという地味な作業、あるいは地味ないわゆる動き、これらも非常に税収をふやすというより減らさない一つ的手段として非常に大切な行動だと、かように思うところでありまして、滞納を放置することによって、未徴収は例えば公金横領と同じであるという説もあります。例えば市の公金を100万円横領したら、これはえらいことになる。当然刑事罰になりますが、市税や保険料などの債権管理をきちんとやらずにほっておいて、100万円を徴収できなかったという、そういう事象を考えていただいたならば、人道的な罪の重さは違うけれども、市に100万の損失効果を与えたという意味では同じでありまして、横領したときは騒ぎますが、取り損なったりとか、あるいは職員の怠慢から、あるいは不作為から滞納処理を怠ったというようなものについては余りにも責任の追及がなされていないということから考えますと、今申し上げました際どい例えではありますものの、自治体の債権管理、滞納問題の本質を鋭くえぐっている事例だと、このように考えるところがございますので、市長のみならず担当職員が市民から不作為だと、あるいは怠慢だといって損害賠償を請求されるような事例も大阪のほうであります。そのようなことのないように、私から担当部に、あるいは特別対策チームに警鐘を鳴らしていきたいと考えているところであります。

当然、御存じのとおり公債権は時効で消滅して、差し押さえで回避できるというものでありますし、あるいは滞納整理は取るか落とすかの見きわめが非常に重要であります。自治体の徴収対策の成否を左右すると言っても過言ではないのがこの滞納整理でありまして、滞納が発生、継続した場合に、自力執行権を行使してあくまでも取り立てるのか、それとも相手方に納付するだけの資力がないと判断し、回収を諦めて不納欠損処理に向かうのか、二者択一の重要な決定を行うのが滞納整理でありまして、徴収対策のかなめの仕事であると、このように考えるところであります。

徴収関係者の間では、前者の行為を「取る」という言葉で語られております。後者の行為を「落とす」という言葉で語られております。取るのか落とすのか、どちらにするのかの判断、決断を的確かつ迅速に行うのが滞納整理の極意でありまして、滞納整理はこれに尽きるということ、ある先進事例の担当参事から聞き及んでおるところでございます。

取るのか落とすかの見きわめを行う上で不可欠な作業となるのがやっぱり財産調査ですね。財産調査をしっかりとやっていただいて、これは取れる先なのか取れない先なのかの見きわめ、これを的確に行うよう特別チームの面々に指導いただくよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

いわゆる自力執行権を使って滞納処分に踏み切るには、現金や給与、預貯金、生命保険、ゴルフ会員権など、あるいは土地や家屋などの不動産、自動車、テレビなどの家電、宝飾品、絵

画等々、各種動産を幅広く差し押さえることができることは承知のとおりでございますが、顔見知りとか、あるいは近所づき合いの関係でやりにくい面もあるかも知れませんが、その辺は割り切った考え方で市民のためと思って強力に実行していただくとお願いする次第であります。

すなわち滞納者について、A B C Dという仕分けをしながらその工程表をつくり、万が一にも職員のミスによって時効が成立してしまったというようなことのないように、時効の中断手続とかいろんな考え方でそれを阻止して、不納欠損処理額を減らしていただきたい。それがひいては瑞穂市の税収を減らさない、あるいは消極的にふやす一つの手段であると、このように考えますので、担当部にあらまはしては、これに満足することなく、さらなる厳格な処理体制を構築していただくことを重ねて申し上げておく次第であります。

ここで、この項目における最終的な通告もしておりますが、先進事例がありまして、それを紹介しようということを通告いたしました。

その典型的な先進事例は、前橋市の例もありますが、熊本市の例もありますし、いろいろあります。しかしながら、人口規模から非常に瑞穂市に近いところを紹介いたしますと、お隣の京都府舞鶴市、ここの先進事例をちょっと紹介いたしますと、ここは市長が新しく就任されて以来、一斉に市の行財政改革の重点事項としてトップダウンで未収金対策を推進されたと伺っておるところであります。

全部紹介しますと長くなりますのでかいつまみませんが、市長の正義と思いやりの債権管理、この方針を全職員に徹底しまして、舞鶴市は債権管理条例を制定して、債権管理マニュアルを大幅改定して、平成14年には総務部に債権管理課を新設し、それまでの所管課でばらばらに管理していた市の債権について、債権管理課が国民健康保険料や保育所保育料など税外強制徴収4公債権を集合徴収とするとともに、非強制徴収公債権と私債権を全庁的に統括し、滞納整理と滞納処分を一体的、効率的に行う体制を整えたと聞き及んでおるところであります。

いわゆる強制的に取りに行くんじゃなくて、さらに生活再建型債権回収で新たな滞納を予防していくという考え方のもとにこのように改革されたと承っておりますが、瑞穂市の場合は、先ほど来報告いただいております特別チームをもって云々という話もありますが、このような先進事例市町の例を参考にして、何か改革する考えはあるのかないのか。その辺を担当部長にお伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまお話にありましたような生活再建型の手法というものも瑞穂市としても理解をしておりますが、昨年、このプロジェクトチームで研修を行っていったところでございます。

債権管理の最近の動向としましては、各種債権の徴収一元化の方向で、舞鶴市のように徴収

一元化の方向で債権管理課でありますとか、収納対策課、徴収対策室でありますとか収納課などの債権回収に特化した部署の新設がなされております。県内におきましても、羽島市、大垣市、海津市、中津川市、下呂市の5市が設置しているところでございます。

滞納者の多くは、1つの債権だけではなく、複数の債権が未収であることが多く、窓口が別々の場合、失業や病気により収入が減少したことなど、納付できない理由を何度も説明しなければなりません。1つの窓口で完結すれば、滞納者の負担が軽くなり、納付相談も1カ所で対応できるようになります。債権徴収の業務は、行政事務の中でも専門性の高い業務の一つであります。瑞穂市においても舞鶴市など先進事例を参考にしまして、業務の一元化について検討していく必要があるというふうに考えています。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

一元化をこの舞鶴市と同じように改正していくという答弁でございましたが、そこで福祉部長に振らせていただきます。

広域連合の関係でございますが、介護保険料、これが今の一般会計とか保険料から語られない分野としてすき間の収納部分ではないかと、広域連合ではやっておっても、各市町ではこの件について余り質問ができないわけですが、一元化管理というその言葉を利用させていただきます。瑞穂市の現状を若干申し上げるならば、介護保険料は普通徴収で、未徴収額が30年度で1,029万7,000円、それから不納欠損が671万900円、細かい数字まで申し上げますが、そのような実績になっております。今の市民部長の話ですと、一元管理でやっていくということでございますので、市県民税とか保険料の徴収のときにこの介護保険料も同時に対応していただけるものと思っておるところであります。1年半くらい前にも私はこの問題を取り上げ、高齢福祉課がどのような対応をしているのか若干きつ目の質問をさせていただきましたが、その当時、市長は福祉部長でございましたが、何とかさらに徴収不成績を強化していくというお話をその節いただいたところでありまして、本巣市とか北方町に比べますと当然滞納額や不納欠損額が多いことは当たり前でありますものの、率から申しますと、本巣市より非常に悪いと、こういう現状が出ておまして、先ほど来報告がありますように、特別チームの中に地域福祉高齢課の職員も入っているということでございますが、若干意気込みが他の課よりも劣るのではないかと、こういうふうにも1年半前も申し上げたところでありまして、広域連合から徴収にかかわる事例も出ておりますので、遠慮なく財産調査とか、あるいは滞納の処理とか不納欠損に至らない差し押さえとか、そういうことも遠慮なく介護保険料も含めてやっていただくことを期待申し上げます。その点について、福祉部長の見解を伺いたい。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの広瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

大変厳しいお話でございましたけれども、介護保険の収納状況につきましては、本県広域連合からちょっと資料をいただいておりますので、それをもって説明をさせていただきたいと思っております。

瑞穂市については、30年度でございますが、普通徴収についての収納率は86.4%でございます、その前の年度は83.29%というところで約3ポイントほど収納率が上がっております。また、同じく滞納繰越分でございますが、不納欠損は確かに多いんでございますけれども、30年度収納率20.6%でございます、その前年度が11.03%で、約9ポイントほど上がっております。

最近、納付相談等を特に力を入れておりまして、こちらから滞納のある方にお話をし、私どものほうへ、窓口へ来ていただきまして、納め方について相談を承るということを主にやってきております。

また、プロジェクトチームへの参加ですが、参加の趣旨としては議員お見込みのとおりでございます、一元化というところまで、別の地方公共団体の徴収金ですので、一元化というのはどこまでできるかわかりませんが、検討中でございますが、いずれにいたしましても介護保険料も皆様からいただく保険料でサービスを賄う重要な債権でございますので、今後ともより一層力を入れていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

そういうことで、若干何か地域高齢福祉課は離島のような感覚で対応していただいていることももとはありましたが、今、部長からの報告のとおり、私も手元に資料は持っておりますが、若干ずつ改善されておるところであります。

しかしながら、まだまだこれで十分とは言えませんので、まだまだやり残した部分が相当あるような気がいたしますので、来年度の資料は相当改善されたという報告がしていただけるように、よろしく指導のほうをお願いしたいと思います。

半分質問時間がたってしまいましたが、最後に先進事例の話をしていただきましたが、舞鶴市とか熊本市とかいろいろなどの例を見ますと、全てが市長がトップダウンで非常に強烈的な指示をしていただいていると、こういう市ばかりでございますが、当瑞穂市の市長としてこの辺のところの考え方を一言述べていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

広瀬武雄議員の地方税や保険税の収納対策の強化の御質問についてということで、先ほど来、市民部長、そして今、福祉部長からお答えをさせていただいておるところでございます。

瑞穂市においては、収納プロジェクトチームがしっかり位置づいて収納の専門性を高めて成果も確実に出てきております。税収は市役所の事業を行う上で最も大切な財源であり、これを損なうと不公平感も出たりするようなものでございます。

御指摘の収納の一元化をするというような点につきましては、本来、次の組織の再編のときにもしっかりとそれまでに議論を重ねて、次の組織再編のときには考えていかなければならない一つだと思って検討してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

今、市長の答弁のように、しっかりとこれから先、組織改正の中でこの滞納処理の問題も一元化を初め、さまざまな対応をしていただけるものと、そのように信じまして期待したいと考えているところであります。

どうかこの滞納処理を重要な施策の一環として全職員に徹底していただきまして、特別プロジェクトチームのメンバーだけの問題ではないという意識づけを隅々までしていただくことをよろしくお願い申し上げまして、この項目にわたる質問は終了させていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

昨日も同僚議員が質問いたしました部分と重なりますが、全小・中学校体育館にエアコンの導入の考えはないのか、再び同じ答弁になるかもわかりませんが、あえて通告しておりますので、削除することなく質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 改めまして、おはようございます。

それでは、全小・中学校体育館にエアコンの導入の考えはないかということで御質問ですが、お答えしたいと思います。

教育現場での熱中症のことなどを考えますと、以前にもお答えしましたとおり、導入の考えというのはあろうかと思えます。ただし、現在市内の小・中学校の体育館は今どこにも設置がない状況でございます。建設当時は現在の猛暑を想定していないことや、一般的な学校の体育館のつくりとなっているところからでございます。

議員の言われますよう、県内で唯一導入されている笠松町に問い合わせをいたしましたところ、小学校、中学校どちらの体育館も構造が鉄筋コンクリートづくりであり、特別断熱等の対策に必要がないということがわかりました。特に中学校の体育館については、エアコンの設置を前提に平成25年に建てかえを実施されていたとのことでございます。

市内の学校について申しますと、設計業者によりますと、既存の体育館にエアコンを設置する場合、2階のギャラリーから直径60センチぐらいの吹き出し口を数カ所設置することになるようです。体育館には窓ガラスが多いことや天井がないなど条件が悪く、連続して運転しないこともありまして、温度の安定がしにくいということでございます。

また、強風により球技に支障が出ることも考えられます。室温が設定温度まで下がらない可能性がありまして、電気代等にも影響があることが想定され、現状のままでは設置した場合には効果が低いものだと考えております。エアコンを設置したときに効果がよく得られるように考えをいたしていく必要があるかと思っております。

今年度は小・中学校の体育館に大型扇風機を導入しました。熱中症対策として効果は少ないかもしれませんが、風を対流させ、空気の入れかえができるよう対応させていただいているところでございます。

今後は、教育活動としての熱中症対策のため、断熱材等資材の関係ですとか、活用できる補助金や改修のタイミングなどにも配慮し、エアコンの導入を前向きに検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

きのうと同じ答弁は承知の上でございますが、前向きに検討していきたいというお言葉を頂戴しておるところでございます。

きのうも答弁の中にもありましたが、近隣では岐阜市も議会でこのエアコン導入が決定されたという新聞記事を拝見いたしました。詳細を見てみますと、やはり国の緊急防災・減災事業債の活用を目指しているようなところがございます。当市におきましても、来年、再来年でできるということは余り期待できないかもわかりませんが、そのようないわゆる交付金とか補助金とか事業債の活用がどのようにあるのか、その辺をよく見きわめていただきながら早急に対応をお願いできたらありがたいものと考えております。

当瑞穂市は、学校の教室におきましては先進事例市町として早くからエアコンの設置が完璧になされたモデル的な市であります。体育館におきましても必ずしもそれと同様のことを要求するわけではありませんが、子供たちがやはり熱中症で外で対応ができないときに、あるいは集会にどうしても体育館を使わなければならないという教育面から、やはり災害対策面もありますものの、教育面から重点的に考えていただいて、エアコンの導入に積極的に働きかけをしていただいたり、研究していただいたり、そのようなことをお願い申し上げまして、このエアコン導入の問題についての質問は終わらせていただきたいと思っております。

次に、小・中学校に自販機の設置を考えてはどうかという項目でございますが、これも若干

熱中症と災害の両面の対策における自販機の設置という考え方でございます。

その辺の見解を一言述べていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） おはようございます。

ただいま広瀬武雄議員から御質問を受けましたが、その前に1つお諮りを願いたいと思います。

瑞穂市議会基本条例第7条第2項により、反問の許可をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 許可いたします。

○教育長（加納博明君） ありがとうございます。

今の広瀬武雄議員の小・中学校に自販機の設置を考えてはどうかという質問について、お伺いしたい点が1点ございます。

議員の御質問のとおり、公立の小・中学校におきまして、自動販売機を導入された自治体があることは私どもも十分ではありませんが、把握に努めているところでございます。もしよろしければ、全国で何校の小学校、中学校が導入しているのか、もしも把握しておみえでしたら教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔12番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 反問権につきましてお答えさせていただきます。

トータルでどれだけという資料は持ち合わせておりませんが、例えば東京都の狛江市とか、あるいは京都の八幡市とか、あるいは近隣では愛知県の尾張旭市の、ここは全小・中学校に既に自販機が設置済みでございまして、その内容は水とかお茶とかスポーツドリンクと固形の栄養補助食品等々でございまして、今の反問権に全てお答えできているかどうかは別といたしまして、そのような認識を持ち合わせていることだけ御報告申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） ありがとうございます。

以上で反問を終わらせていただきます。

続いて、答弁に移らせていただきます。

議員が自販機を設置してはどうかという提案の根拠は2点あるというふうに捉えました。

1つは水分補給による熱中症対策、もう一点は災害時の備蓄品という2点かと考えております。

その1つ目の熱中症対策でございますが、現在市内の小・中学校では、このような対策を御家庭に協力をお願いしているところでございます。

子供たちは水筒を持参して小まめに水分補給をしております。また、学校によっては台数が

違います、ウォータークーラー等も設備を整えております。幸い瑞穂市の学校の上水道は、飲料水として適しているという検査結果もありまして、地下水が豊富にある我がまちならではのよさだというふうに考えております。

2点目の災害時の備蓄品についてでございますが、現在各学校には災害時の飲料水や非常食など備蓄されており、このことにつきましては防災の担当課と検討する必要がありますが、自販機を設置して数量を若干限られた飲食料品を提供するより、備蓄品の充実を図るほうがよいかあということもありまして、これについては担当課と検討していきたいと思っております。

さらに、自販機を設置することにおけるデメリットという点で少しお答えしたいと思います。

自販機を利用することにより、子供たちはお金、いわゆる金銭を持参することになります。すると本来なら必要のないお金が学校の教室等に存在することになります。金銭をめぐるトラブルが発生することが考えられます。私どもも調べましたら、導入した学校ではプリペイドカードによる販売ということもやっている自治体もありました。ただ、それを行いますと一般の方の購入ができなくなるということだそうです。さらに購入をめぐるのは、それに基づいたトラブルも発生があります。例えば、これは考え過ぎかも知れませんが、お金を持っていない子供が誰かに買わせるというような人間関係のトラブルもあり得ます。また、自販機そのものの機械的なトラブル、こういったときの苦情はどこに行くか。学校の先生が受けるのはまた大変かということも考えます。さらに、購入後の容器の後始末、こういったことの処理についてもやはり課題として出てくるのではないかと。

このように考えますと、現状を踏まえ、総合的に考えたところ、現時点での自販機の校内設置については課題が多いのではないかと。

しかしながら、今後、他市町の状況を把握しながら、十分な調査研究が必要であるというふうに考えております。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

自販機の設置については、今、教育長より決して積極的な答弁ではなく、どちらかというところ消極的な答弁ではなかったかなあと理解いたしました。

一応メリット・デメリットは両面兼ね備えておりますものの、子供の問題がクローズアップされますと、トラブルとかいろいろなことがおっしゃるように起きる可能性は十分ありますが、これは日ごろは生徒は使えないという前提の話でありまして、部活動のときに使えるとか、部活動というのは学校がある日以外の部活動ですね。それから先ほど来申し上げておりますように、災害時には無償でこの飲み物を備蓄品として補助していただくというような面と、またあるところでは、大塚製薬と提携いたしまして、無料でその辺は設置できるということで、1本

につき10円の手数料はP T Aのほうへ納入させていただいていると。大塚製薬からそのようなお金が入るといようなメリットもありますし、業者によりましては、調べますと八洋という業者は自販機に併設してA E Dを無料で設置して災害時に備える。あるいは緊急時にA E Dのいわゆる活用を促進するという面でもこの自販機がじわりじわりと各小・中学校に設置の動きがあると。こういうことをございますので、これも先ほどの体育館のエアコンと同様、来年、再来年に実行できるものではないかもわかりませんが、今からそのような研究を十分なされまして、隣の愛知県の尾張旭市なんかをよく研究いただきまして、つぶさな研究をして瑞穂市に当てはまる部分はどこなのかという細かな部分まで研究していただくことを御期待申し上げましてこの質問は終わりたいと思います。

次に、スマホを学校へ持ち込むことについての検討はいかなものかという項目について、御答弁を願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 先ほど答弁に若干続きをもう少しお話しさせていただきます。

議員提案の災害時対応自動販売機、これにつきましては、実はもう既に3年前に子供たちから提案を受けております。3年前のみずほ未来プロジェクトの大月多目的広場のあり方を問う研究の中で、子供たちは災害時には防災の拠点としてはどうかという提案をしてくれました。その中に、災害時対応自動販売機を設置してほしいという子供たちの声もあります。彼らは既に3年前からA E Dも備えた、災害時には電源も確保するというということで考えてくれたものがあるということも私どもは研究しておりまして、業者等もそのあたりは問い合わせ等も行っておりますので、今後も続けて研究したいというふうに思います。

続いて、スマホの持ち込みについてでございますが、当市では文科省の通知を参考に、学校の教育活動に直接の必要がないということでスマートフォンの持ち込みを原則禁止としております。ただし、健康上の問題などやむを得ない事情がある場合には、保護者の申し入れに応じて特別に許可するというございます。

持ち込みにつきましては、緊急時の連絡手段として確かに有効ではありますが、子供たちが所持することについての課題もやはり十分検討する必要があると考えております。登下校時には使用しないという約束をつくっても、親の目も離れ、教師の目も離れ、そういったところでついさわってしまう可能性もあるかと思ひます。見ながら、ながらスマホを行って交通事故というのものもあるかというふうに心配します。本来の防災・防犯の目的に反した活用の仕方になるということ懸念するところがございます。

また、非常に高価なものでございますので、中学生でも半分ぐらいのお子さんしかお持ちでもないです。特に心配である小学生については、半分に満たない所持率でございますので、そういったものを認めることによって購入の問題が各家庭にも起こるのでないはないかというこ

とを考えます。

ただし、子供の安全とか見守りということを考えて、2つ提案したいというふうに考えております。1つはGPS機能がついた自動発信機の所持でございます。これは複数の企業が今PTA等に提案しているところでございますが、月々500円前後の使用料で子供の所在地がその発信機によって保護者のスマホに地図上に出るというものでございます。初期投入費用が必要ではございますが、これによって子供の居場所は確認できるという機能を持っておりまして、これについてはPTAの連合会とも協議しなきゃいけないというふうに考えております。

もう一点の提案は、市内には40カ所の子ども110番の家がございます。ここの連携でございます。各家庭内でもよく共通理解を図っていただいて、例えば学校において、特に小学校では保護者への引き渡し訓練というのがございます。その際に親子で通学路を自宅まで帰る途中に子ども110番の家を一つ一つ確認して帰ってもらいたいと思います。

通学路にある子ども110番の家に、災害時、あるいは不審者に襲われた場合も逃げ込むということを日ごろ日常的に活動として位置づければ、子供たちはそれを活用することができるんじゃないか。安全を確保して見守りになるんじゃないかというふうに考えます。

ただ、この取り組みをさらに実効的なものにしていくためには、子ども110番の家を訪問していただき、挨拶やお礼を伝えるなど、日ごろからの人間関係づくりを進めていきたいというふうに思います。

こういう時代だからこそ、このまちらしいよさとして人と人のつながりを子供たちの安全を守るという中で生かしていけないかなあということを提案させていただき、答弁とさせていただきます。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

現在、世間で使われているスマホそのものを持ち込むものではなく、位置情報が的確にいわゆる掌握できる、若干安目のものであればいかなものかという逆提案のような答弁ではなかったかと思っておりますところでございますが、要は、やはりどのようなものでありましても、最近のいろいろな諸事件、登校あるいは登下校におけるいろいろな事件が起きておる中で、その安全を担保するためにはどうするかというのが課題でありまして、携帯を持ち込むことが管理の面とか、あるいはトラブルの面とかのデメリットはたくさんあります。しかしながら、命の大切さを考えると、やはりその辺を超えた判断が今後必要になってくるものと。

また、小・中学生も家庭ではスマホをなぶっておりますし、学校への持ち込みは文科省は禁止しておりますものの、今度の新しい文科大臣はどういう方針かわかりませんが、交代する直前の柴山文科大臣は大阪の事例を挙げて、やはりそろそろそのような対応は文科省としても考

え直さなければならないというような方針を述べておりますので、新しい文部大臣もその考え方を継承していくものと考えているところでありまして、現在の瑞穂市として最大限子供の安全のためにいろいろなことを行っていること、決して十分とは言えませんが、不足しているとも申し上げられない分野でございますけれども、やはりいろいろなICT教育を初めさまざまな時代の変化に応じた、この時代の移り変わりをいわゆる的確に把握しながら、いつまでも持たせない一点張りで行くよりも、やはり確かデメリットはあったとしてもそれを超越して実行していくという勇気というものも必要ではないかと思うわけであります。

また、それらの管理につきましては、やはり生徒会で自主的に管理について生徒たちに自覚させるという面においても相当いい教育ができるのではないかと考えておりますので、その辺のところは教育委員会でよく御検討いただきながら、あるいはPTAのお母さん方の御意見もお聞かせいただきながら、このような提案をさせていただくところであります。

必ずしもスマホを持たせよとは言っておりませんが、どうでしょうかという打診をさせていただいているところでございますので、その辺を鑑みまして、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、学校給食におけるプラスチックストローを削減する考えはあるのかないのかお伺ひしたいと、このように次の質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 市内の学校給食におけるストローの使用状況としましては、児童・生徒に提供される牛乳にそれぞれプラスチックストローが附属されており、それを用いて子供たちは飲んでおります。

学校給食用の牛乳につきましては、国が策定しました学校給食用牛乳供給対策要綱、これに基づいてその示された方針がございまして、それに従って県知事が区域ごとに事業者を決めております。その事業者から供給されているというのが現状でございます。

事業者は今答弁させていただいたとおり、区域ごとに決定されておりますので、当市だけでなく複数の市町村が供給を受けておるところでございます。

そのため、瑞穂市だけが紙ストロー、あるいはストローを使わない牛乳容器、例えば牛乳瓶であるといった容器の提供を受けることは困難な状況であるというふうにお考えください。

また、議員が問題とされているプラスチックごみのことにつきましては、本市の学校ではストローは適正に処分しております。焼却処分をするわけですが、海洋汚染等の環境問題には影響は少ないかというふうにお考えしております。

ただ、教育というのは子供たちの自主性を促すことから活動が展開される場所はございません。今後は、そういったストローを削減しなさいということは教育委員会で考えるのではなくて、子供たちにそういうことを考えさせるような機会を与えることは必要かというふうにお思

ております。

本市では3年前から、先ほども出ました主権者教育として、みずほ未来プロジェクトというのを実施しておるところでございます。その中で、瑞穂市の環境問題ということをやテーマとして取り上げることも可能でございます。子供たちが市の課題として取り上げたものについてかわる学習はとてよい機会ではないかというふうに考えます。

ちょうど昨日ありましたニューヨークにおいて、国連気候変動サミットがございました。温室効果ガス排出問題についての協議がなされたところでございますが、議員の方も御存じだと思いますが、そこではスウェーデンの女子高校生、グレタ・トゥーンベリさんが演説を行われました。16歳の高校生で環境活動家という名称を、肩書を持っております。彼女の演説には、国連の参加した各国の首脳陣は耳をとて傾けていたというふうに聞いております。私も映像上ではそれを確認しております。

一人の高校生が世界を動かす。世界規模の動きをつくり出すということを考えると、瑞穂市からも、先ほどのみずほ未来プロジェクトにおいて、市内を動かすような中学生が出てくることを私は期待したいと思います。そういったところで自発的な活動として環境問題を取り上げて、子供たちに考えさせていけることができればよいなあということを答弁の最後に提案させていただいて終わらせていただきます。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） おっしゃるとおりでございます。私も教育長の考え方に一致するところが多々あります。いわゆる牛乳が、調べてみますと、大体5,800食1日に配付されるそうでございますが、いわゆる飲み物と別にストローの本数もプラスアルファ設置されるということでございます。

それを捨てているのか、焼却しているのかといいますと、捨てている場合は最近問題になっている海のプラスチック問題にかかわるわけですが、焼却するとなると温暖化の問題、まさに今、国連で、今、教育長が述べられましたスウェーデンの環境活動家のグレタ・トゥーンベリさんというんですか、16歳の方が登壇して、失敗したら我々は許さないよということを演説されたということもこのストローの問題につながるものと確信しております。

これらは学校教育で環境教育を机上論でやっていただいているんですが、環境教育面から実態面としてこれを実行していただくことが生徒たちに実感として湧くのではないかと、このように確信しておりますので、教育長の考え方と同一ではございますが、そのような考え方のもとにできるものなら、一度試行的に行っていただくということも大事ではないかなと思います。

最後に、市長に一言だけ。

〔「時間です」の声あり〕

○12番（広瀬武雄君） 時間が来てしまいましたですね。はい、わかりました。

それでは、残念ながら市長の一言は後日にとどめまして、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、12番 広瀬武雄君の質問は終わりました。

続きまして、7番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原君。

○7番（杉原克巳君） おはようございます。

議席番号7番、みずほ令和の会の杉原克巳でございます。以前は無所属の会という会の名称をもちまして活動しておりましたが、今月の20日付で会派名、みずほ令和の会に変更し活動することになりました。

この会派は、議員一人一人の立場を尊重し、議会人として日々自己研さんし、みずからの資質を高め、市政の課題全般について真摯に取り組み、政策の立案及び提言を通じて市政の発展及び市民の福祉の向上を目指すことを目的といたしております。今後ともよろしく御指導、御鞭撻を賜りますことをまずもってお願いを申し上げます。

では、議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして、3点質問をさせていただきます。

まず最初には、包括予算制度の導入ということでございます。

これは一言で言いますと、今、私は本市の予算制度というのは査定予算制度だというふうに考えております。これを要するに現場に落としまして、現場サイドで予算の編成から執行まで権限を持って運用をしていくという制度でございます。これは一部の地方の自治体もこの制度を導入しておるといようなことで、この案件につきましては、市長と、それから総務部長に御答弁をいただきたいというふうに考えております。

2つ目には、買い物弱者の支援体制についてでございます。

現在、全国でこの対象者となってみえます方は、これはいろいろなデータがございますけど、700万人とも800万人とも言われております。当然行政も市民サービスということでこの問題に正面から取り組まなくてはならない問題であるというふうに考えておりまして、健康福祉部長に御答弁をいただきたいというふうに考えております。

最後になりましたが、3つ目は地域力の向上についてでございます。

これは、先般、中部圏社会経済研究所、これは公益法人の企業のシンクタンクでございますが、ここが発表しましたデータを皆様方にも後ほどお配りをいたしまして、そのデータをもとに市長と、そうしまして総務部長に御答弁をいただきたいというふうに考えております。

これより、質問席に戻りまして質問をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

では、最初に質問といたしまして、包括予算制度の導入について質問をさせていただきます。

この包括予算制度といいますのは、先ほどもお話をさせていただきましたが、要するに予算の編成から執行に係る諸権限の一部を現場、各部に委譲することで、各部が自律的に機能し、自己責任の明確化とともに行政運営に一層の創意工夫の充実が図られ、市民により近い場で高度化、複雑化、多様化する市民のニーズに的確かつ迅速に対応する制度であるというふうに言われております。

この制度の導入に至る背景といたしまして、主な要因として3つございます。

1つには、先ほどから言いました、従来のシーリング手法、並びにどこの自治体もまだこの一律査定制度ということをやっておりますと、その予算を管理する部門の予算査定制度自体が私は既に限界に来ているのではないかというふうに感じまして、この包括予算制度という新しい制度を提案しておるようなわけでございます。

2つ目には、事業といいますのは、スクラップ・アンド・ビルドを推進していくシステムであるというふうに思っておるわけでございます。したがって、不要な事業を廃止した分、各部署の判断で新規の事業に予算を回すことが可能であり、事業の廃止、新規立案が柔軟に行われる期待の持てるシステムであるというふうに考えております。

3つ目には、したがって成果志向、結果重視型のシステムであるというふうに言われております。

今の査定方式はどういう方式かといいますと、要するに各部署から予算を要求していただき、それぞれを査定して潰していくという工程がございまして、細かな用途まで全て統制する方式で、要するに歳入と歳出のつじつまを合わせる方式であるというふうに私は理解をしております。

そこで、再度新たに提案いたします包括予算制度といいますのは、一般財源を各部に配分し、各部のマネジメントのもとに自主的に予算編成を行う方法で、徹底した現場主義、先ほどから言いました、徹底した現場主義、顧客主義、要するに住民主義をもとに住民のニーズに対応する柔軟な予算編成が可能にできるシステムであると。ちょっとくどいようございますが、そういうことで再確認ということで申し上げます。

したがって、各部門は運営方針や業績評価に基づく部内での弾力的な予算編成が可能となり、公務による職員のコスト意識を強化するとともに、職員の方の意識の改革のツールにもつながるのではないかなあというふうに期待のできる制度であるというふうに考えております。

したがって、別の表現で言えば、あらかじめこの部には幾ら幾らの枠を与えておいて、その中で予算査定は各部に任せると。その中のつじつまは要するに各部の、ここでいいますと、我々の組織でいいますと部長でございますが、部長と、あと一部の方でそこを数字の合わせをしていただくというふうになると私は思っております。

そこで、私は先般の6月の議会にも、要するに事業仕分けの導入ということを質問させていただきました。執行部のほうから、今年度は準備段階で、要するに来年度から実施の方向に前向きに検討するというコメントをいただいております。この事業仕分けの導入も、今回提案いたしますこの包括予算制度も目的は住民サイド、住民のニーズに的確にかつ迅速に対応できる制度であるのではないかなあというふうに考えておるようなわけでございます。

したがいまして、今、そのコンセプトというんですか、その概要を申し上げましたんですけど、次にこの運用につきまして、これも私、いろんな自治体のホームページを見ておりますと、これは本当に千差万別でいろいろございます。

まず、皆様方も御承知のように、自治体の予算といいますのは大きく分けまして一般財源と特定財源と、この2つに分かれておるようなわけでございます。

特に特定財源といいますのは、補助金とか特定の事業のための財源でありますから、これはどこの地方自治体も見ておりますと、これはちょっと除外をしておるといようなことでございます。したがいまして、一般財源を中心にやるということになってくるわけでございます。

では、その一般財源をまたこれを大きく分けますと、経常的な経費と政策的な経費、要するに投資的な経費に分けるわけでございます。

その中で、今一般的にやられておりますのは政策的な経費と、それから今言いました投資的な経費と、あと一般的な経費の中で義務的な経費を除いた、要するに経常的に発生する経費を除いた経費を中心にやっておるといようなことでございまして、あるところは人件費までその包括予算制度の枠組みの中に入れるということもございしますが、これはなかなか私は運用面で問題があるというふうに考えておるようなわけでございます。

これはどういう理由かといいますと、この人件費を各部門に任せるといことになりまして、これは本当の組織の根幹にかかわってきます大きな問題ですが、ここはちょっと私は導入のときにはこちらへ置いておいて、ある程度そういうものが自主的に運用されてきて、部門ごとでも人事管理の面まで、要するにこれは予算と人事の管理、マネジメントの分野まで入ってきますから、ここはなかなか難しいエリアだというふうに考えておりますから、そこまでいけば本当に完璧な包括予算制度の所期の目的に達するということでございますが、そこまではなかなか行かないということで、ホームページ等を見ておりましたもそこはちょっと難しいということで、どこの自治体も今ちゅうちょしておるようなことでございます。

したがいまして、私はここで行政側にお答えを願いたいんですけど、今後ますます厳しくなる財政状況下において、要はクイック・レスポンスですね。要するに機敏な対応ですね。そうしまして無駄、むらの排除、それから効果的な財政秩序というような観点から、現場に最も近いところで事業判断するこの予算制度の導入ということに関しまして、予算の所管でございます総務部長と、それから首長でございます市長に御答弁をいただきたいというふうに考えてお

ります。よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 改めて、おはようございます。

今ほどの杉原議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在の瑞穂市の予算の編成について説明させていただきますと、瑞穂市では毎年予算編成に入る前に、新年度における事業や事業費などを把握するため、各担当課に事業ヒアリングシートを作成させ、その中で事業の点検、評価を踏まえた事業説明をさせています。

この事業ヒアリングシートは、事業を新規事業、主要施策、懸案事業、それから継続事業に分類し、実施期間、さらに事業費などの事業内容に加え、事業の計画性、公益性などについても点検、評価をするものとなっております。

その後、各課から当該年度の決算見込みと新年度の概算要求を提出させます。その決算見込みや概算要求、事前に聴取をしました先ほどの事業ヒアリングシートをもとに、財務情報課で新年度の各部局ごとの予算配分枠を定め、予算編成方針の公表にあわせて各部局へ枠を通知しております。

各部局では、その枠配分された配分額を目標に、部局内で部長査定を行い、配分枠の中で事業の精査を行うこととなります。

ただ、当市ではこれまでに国や県など、国庫や県費などの財源を伴う事業予算についてもその予算枠の中に入れていたため、財源確保のある事業への制約ができてしまうという懸念がございました。

よって、本年度は予算枠の配分として、一般財源をベースとした配分方式に変更することを現在検討しております。

先ほど議員の質問にありました人件費ですが、人件費はこれまでもその枠の中からは対象外とさせていただいております。

ここまでの当市の考え方は、議員の御質問の中での考え方と一致する点があるかと思えます。

次に、事業のスクラップ・アンド・ビルドの推進のお話もありましたが、これまでも予算編成を行う上で、このことについては常に編成方針で取り上げをさせていただいております。よい事業はさらに発展させ、見直すべき事業は見直し、改めるものは改めるという、常にスクラップ・アンド・ビルドを心がけることを予算編成の中で掲げさせていただいております。

また、不要な事業の予算を新規事業に回すことができる利点は当然ですが、この各部局への配分枠におさめるには、新しい事業を行うために不急の事業を後年に見送ったり、やむを得ず事業を廃止する選択、また各部局での事業の優先順位を考える機会にもなると考えておりますので、この当市が行っております予算枠配分方式は続けていきたいと考えております。

ただし、瑞穂市におきましては、各部局での査定で予算編成を完結させてしまうということ

ではなく、あくまで最終的には財政部局、市長との査定の中で事業の精査、予算額の検討をし、予算を編成していかなければならないと考えております。

そういった視点から、財政部局の査定において、配分枠の中でおさめていけば、各部局の新規事業なども認めていくということで、そういった考え方では議員の考える包括予算制度と同じ効果が期待できるのではないかと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 杉原議員の包括予算制度の早期導入についての御質問にお答えをいたします。

包括予算制度は、各部に一般財源をもとにした予算配分を行い、各部長のもとに自主的な予算編成を行うというような手法で、徹底した現場主義のもとで市民ニーズが柔軟に対応できる予算編成ということが可能になるというものでございます。

その中で期待される効果は3つありまして、職員にコスト意識の強化ができるという点、さらに各部における裁量が広がるということで、自分たちで収入になる特定財源を上積みすることにより、より予算規模が拡大することができる、さらに3つ目は、創意工夫、職員の創意工夫により見出した財源の一部を後年度、次の年度においてもそういう事業として実を結ぶような、そんな制度であると考えております。

そして、この包括予算制度の導入を通じて、部長を中心とした組織の主体的、能動的な機能の取り組みが市民サービスの向上につながるということの期待がなされております。

今、総務部長からお答えいたしました瑞穂市の予算編成は所管別配当方式とあって、その予算枠を配分した上で予算査定を行っております。

今回御質問の包括予算制度では、その予算査定そのものが事業ヒアリングシートにより判断をしていくというようなことになってまいります。財政が厳しい中、各部で事業の選択を迫られたり、大きな事業を抱えている、そんな部にとっては部と部の間の中で、その不公平感も生じるようなことも支障があるということも言われております。

まず、この包括予算制度を導入するには、職員自身が財政面での理解と、そしてコストの削減意識を持つような、そんな職員の育成に努めていくことがまず一番に上げられると思います。そして、その上でこの包括予算制度を、ある部で例えば試行的に行い、その結果を見ながら、成果を見ながら導入に向けて進めていくことも一つの手であると考えております。まずは人材育成を進めていくというような観点で御理解をいただけたらと思います。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） 今、総務部長と、それから市長から御答弁いただきましてありがとうございます。

ございました。

市長もこの包括予算制度には本当に仕組みもよく御理解いただいておりますし、総務部長もよく御理解いただいておりますと、大変ありがとうございます。

けさもNHKのニュースをこの議会に出てくる前に見ておりましたら、三重県の鈴木知事が、要するに県民参加型予算制度を来年度から導入すると。これは全予算じゃございませんけど、市民の皆様から要望があった、インターネット等であったもの、一応金額は初年度ですから5,000万を前提に、そういう県民の皆さんの困っている、そんな大きな公共投資やそういうことじゃなくて、もう日常我々が生活していく上において、こういうことをやってもらいたいと、もう県の予算から見た場合、なかなか目が行き届かないというところも要するに目配りをしようという、そういう思想的な背景からそういうお話をされたと思っております。

また、三重県のほうでは地域予算制度というのも、これは実は名張市を中心に、鈴鹿市もたしかやっておられると思います。三重県というのは、前の北川知事さんなかなかそういう面に対しまして積極的な知事さんでございましたから、そういう思想がまだ今日まで受け継がれてきておるといような感じで、三重県というのはなかなかそういう点では制度的には先駆的な自治体が多いというふうに私は理解をしておるようなわけでございます。

また、次回も今度はそういう、もう少しグロスのところで、また予算制度のあり方ということも考えまして、瑞穂市にとって見た場合、どういう予算制度がいいのかなあ、要するに市民の皆さんも納得していただける、そうしまして行政も納得していただけると、そういう予算制度というものも、これはやはりひとつ考えていくのも議員の一つの責務ではないかなあというふうに考えておりますから、またその節にはよろしく御指導、御鞭撻をいただくということで、では時間も来ておりますから、次の質問に移らせていただきます。

2番目は、買い物弱者の支援体制ということにつきまして質問をさせていただきます。

買い物弱者、別名、買い物難民と呼ばれ、交通網や流通機能の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々を指します。

これまで過疎化が進んだ農村や山間部の問題というふうに認知をされておりましたが、近年は都市部でも問題として顕在化しており、まさに自治体も待ったなしの火急の対応をせねばならない政策の一つであるというふうに考えております。

中でも先ほど申しましたように、60歳以上の買い物弱者の方は、全国で700万人とも言われておまして、これは毎年その該当者がどんどんふえてきておるような現状でございます。

その買い物弱者のふえます要因を考えてみますには、1つは郊外に大型のスーパーができますと、地元にありました小売店がこれを機に撤退し、日常の買い物に困難が生じ、その近所のお店がなくなるというようなことでございます。また、車がない、高齢で免許証を返納した、バス等の交通機関がないなどで、買い物に出向くことができないというようなもろもろの理由

もございます。また、今情報化時代で、IT技術を駆使してネットスーパーを使いたいんだけど、それはなかなか使えないというような理由も上げられております。

そこで、高齢者の方が一番使い勝手がいいということは、その手段と、要するにその媒体といたしまして移動スーパーの活用ということが考えられております。この移動スーパーを利用されます理由とニーズの観点から見ますと、1つには女性の方が大半の対象者となっております。これは目で見て物を買うと。人と触れ合って買い物ができるというメリットがあるというふうにも言われております。

中でも最近特に大きな理由といたしまして、特に重い大きな荷物はもう持って家まで帰れないという要因も上げられております。また、1つは毎日スーパーに買い物に行かなくてもいいと。週に2回ほど買い物ができればそれでいいというのも移動スーパーの利用の大きなメリットというふうにも言われております。

また、昨今のこの異常気象で、とにかく暑い夏、寒い冬にはもう家から出て買い物に行くのも嫌だと、歩いていくのも嫌だということも理由の一つになっておるようなわけでございます。

他方、利点といたしまして、そういう移動スーパーの一つの大きな利点として、巡回訪問の見守りや防犯協力ができるということも、またこれ、大きなメリットの一つとっておるようなわけでございます。

昨今、シティバス、デマンドバスや路線バスを利用して停留所まで行けない人のために、乗り合い自動車ですーパーへの無料の送迎等、買い物の足を支えていただく多面的な手段の方法もふえてきております。

特に昨今大きな問題となっておりますのは、特にひとり暮らしの高齢者の方への食料支援がまたこれ、大きな課題となってきておまして、よく新聞紙上にもこの記事が出ておるようなわけでございます。

そういう観点から高齢者の自宅に自治体から依頼、要するに受託業務を受けた業者が食事を届けるというサービスが広がりを見せており、体調や自宅の立地などの関係で買い物が大変な高齢者の利便性が向上するだけではなく、配達担当者や高齢者宅も頻繁に訪れるため小まめな安否確認を行ったり、食事と一緒に安心を受け取れるサービスとしてこの高齢者の方への食料の配給サービスというものが非常に評価が高くなってきておるといことも上げられております。

そこで、質問をさせていただきます。

ひとつそういう意味からしまして、本市も特に住宅団地の方で高齢者の方が非常に私は大きく、ウエートというんですか、その割合が高くなってきておると思うわけでございますが、そこら辺の実態を行政としてつかんでおられるかどうかということと、その内容分析をされておるかどうかということをお答え願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの杉原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

買い物弱者と称される方の実態的な数値、特に住宅団地をどんなふうに分けて、あるいは把握しているかということであるかと思えます。

住宅団地、特に本田団地、牛牧団地については、高齢化率が40%を超えるところでございますので、私どもも大変憂慮をしておるところでございます。

この買い物弱者の把握という点につきましては、実は昨年9月から11月にかけて民生委員さんに調査をお願いいたしまして、外出支援対策マーケティング事業として日常の外出に関する調査を行ったところでございます。

この調査につきましては、高齢者のさまざまな福祉課題を協議するための地域支え合い推進会議、協議体、協議体と言っておりますが、そこで瑞穂市全域を対象地域といたしまして、いわゆる第1層協議体が主管になって行ったところでございます。

対象につきましては、世帯構成員全てが75歳以上の世帯及び独居の方の世帯、1,948世帯になりましたが、そこからの回答をいただくというところでございます。

目的といたしましては、議員御指摘の買い物弱者と言われる方の現状把握と、困っておられることやニーズを聞き取ることでございました。

結果の分析につきましては、この地域支え合い推進会議のメンバーでございます朝日大学の畦地教授に御支援を賜りまして集約をしたところでございます。結果からは、各校区あるいは地域、地区におけるニーズの違いなどを把握できておりまして、非常に参考となる結果となりました。

この数値の分析についてですが、主に小学校区ごとというふうになっておりまして、御指摘いただいたような住宅団地というような区分ではございませんでした。

しかしながら、この調査によりましてあらわれたことといたしましては、例えば本田校区や牛牧校区においては、自家用車を運転する人が多いこともありまして、買い物に使う店舗が分散をしていると。ただ、免許返納後の不安を持っている方も多いと。

また、西校区や中校区におかれては、自家用車を運転する人がもちろん多いのですが、買い物は近くのスーパーに行く方が多いと。これもこの地区も免許返納後の不安を持っている方も多いと。

生津校区や穂積校区につきましては、徒歩や自転車、公共交通機関を使う方が多く、近距離圏で生活が成立していると思われております。しかしながら、生津校区においては、スーパーの撤退等の話もございまして、現状の結果のとおりでよいか心配な点もございます。

また、南校区においては、買い物の送迎に頼る方が多く、例えば夫が免許を持っている、別居の家族が送迎してくれるなど、これについてもこういった結果は出ましたけれども、確かに

交通手段に困っているという方の可能性も一番高いということが上げられております。

自由意見といたしましては、先ほど議員御指摘がございました買うものは自分で選びたいが自転車や徒歩では重いものがあって持てない。今はよいが免許を返納することになったら困るなど、不安を訴える御意見も多数ございました。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） 今、その実態調査というところはよく校区別にアンケートをされまして、その報告をいただきました。

では、今行政として、もう今、先ほども言いましたように、待ったなしの状況なんですね。ですから、もう今これ、アクションを起こさないかん段階に来ておと思うんですよ。ですから、以前四国にございますとくし丸、そちらのほうへ行って何か実態調査をされてきて、それ以後の報告はいただいておりますが、今、政府のほうもいろんな諸官庁がそういうマニュアルをつくりまして、こういう手だてがありますよというようなことも言っておりますが、今、現状、今後、近い将来、行政としてこういう方法で買い物に不便をおかけしている方の支援をしたいという方策がございましたら、御紹介をいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 2つ目の御質問としてお答えをさせていただきます。

現場の視察につきましては、御指摘のとおり過去に徳島県のとくし丸への視察を行っております。あそこは大変企業というか事業所が主体となりまして成果を上げているというところで、大変勉強になったところでございます。

さきに少し触れられましたが、現在は先ほど申し上げました外出支援対策マーケティング事業の調査結果を受けまして、地域支え合い推進会議の中で意見を交わしていただいているところでございます。

ちなみに、今回のこの会議においては、買い物支援につながると思われる事業を展開する事業者などからヒアリングのような形で概要の話を聞こまいかというような予定になっております。

今ほど御指摘のありました買い物弱者の問題については待ったなしというところで私どもも早急な対応策を講じなければならないということは承知をしております。

しかしながら、ニーズについては少なくとも各校区によって千差万別で異なりますし、またその異なるニーズを解決するためには、多様なサービスの提供が必要となってまいります。

したがって、今後は既存の買い物支援、あるいは社会福祉協議会が行っていただいているようなところでございますが、またはタクシーの助成事業などの拡充の検討も含めまして、この支え合い推進会議の場での話し合いを軸といたしまして、多様な施策を市民の皆さんと一

緒に考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） とにかく先ほどからくどいように言っていますけど、本当に待たなしの、これは本当に行政として優先順位も高い施策の一つだというふうに私は考えておりますから、早急にアクションを起こしていただきたいというふうに思っておりますから、よろしくお願いいたします。

では、最後の質問に入るわけですが、ちょっとここで暫時休憩をいただきたいと思いますが。資料をお配りしたい。

○議長（藤橋礼治君） はい、どうぞ。

それでは、暫時休憩をとります。

[資料配付]

休憩 午前10時56分

再開 午前10時59分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） では、最後の質問に入らせていただきます。

瑞穂市の地域力は発揮されているかという質問でございますが、ことしの6月26日付にて、中部地域の企業で出資をしておりますシンクタンクの公益財団法人中部圏社会経済研究所がまとめた地域力指標の開発と全自治体の地域力の評価についてのレポートを発表されました資料が今お配りいたしました資料でございます。

この資料をもとに質問をさせていただきます。

このレポート構成は、1つには人口問題との関係で地域の貨幣価値と非貨幣価値の双方から自治体の魅力を評価する1枚目のこの地域力フロー指標というものと、地域経済の循環を支える側と支えられる側の人数構成から自治体の持続可能性を評価する地域力ストック指標が提示されております。このストック指標でございます。ちょっと見にくくございますけど、ちょっと御勘弁願いたいと思います。

この2つの指標を総称して地域力指標と呼ばれております。

そこでまず、地域力のフロー指標の観点から見ますと、こちらのほうですね、これと、それからこちらがストックのほうの裏の両方をちょっと見ていただきたい。

自治体の魅力は、経済規模、所得水準、雇用状況、歳出規模、租税負担等の貨幣価値、要するに経済的魅力と、自然環境、地域のつながり・きずな、教育、文化・教養、安心・安全等の

非貨幣価値、要するに非経済的の魅力とに分けられ、人はみずからの価値観に照らし合わせて、その価値観に合った居住自治体を選択するだろうと一つには言われております。

そこで、ただいま配付しました地域力フロー指数をもとに、県内地方自治体の中で本市の現状と今後の課題について、市長と企画部長に質問をさせていただきます。

この指標は、全国1,741の全基礎自治体を対象として、117種類の統計データに人工知能（AI）の手法を応用し推計されたパラメーターによりウェイトづけして総合化することで地域力フロー指標を試算したものであります。

推計の結果、117種類のデータのうち、人口移動の観点から自治体の魅力をあらわす指標はAIの手法により地域力ストック指標の裏側のこれですね、この円形のやつですね、この裏側に生活基盤ということで、一番上に5つの項目がございます、その5指標と、それから次に教育で4指標、それからコミュニティで3指標、それから住民・福祉で3指標、それから女性の活躍で2指標ということで、全部で5分野の17指標が選択された指標と分野別のウェイトをもとに、ここがございますね、生活基盤やと32%、教育やと30%、それからコミュニティやと18%がこのウェイトづけですよ、をもとに、自治体別にそれぞれの項目の順位をあらわしたのがこの指標でございます。フロー指標ですね。

そこで1つ、1番目の質問でございますが、県内の自治体を総合的に見て、特徴的な事柄は何か感じられましたことがありましたら、市長と企画部長から御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、杉原議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、県下42市町村全体を俯瞰してという感じでどう捉えるかという御質問だと思います。

県内自治体を総合的観点から見た特徴についてでございますけれども、地域の魅力を貨幣価値と非貨幣価値に分けた場合、貨幣価値（生活基盤）のほう、地域の魅力の3割にすぎず、7割が非貨幣価値（教育、コミュニティ、住民・福祉、女性の活躍）から構成されることが明らかになりました。いわゆる人間的な温かさとか、そういうところに岐阜県の方々は感じているというところが大きいのかなあというふうに思います。地域力フローの指標の試算結果から見ますと、岐阜市や各務原市など相対的に人口規模が大きい市や北方町などが上位に位置しています。下位には人口規模が小さい町村など貨幣価値的魅力に恵まれない自治体が位置しています。

つまり、人を引きつける魅力というものですが、都市部やその周辺に多く備わっているというふうに見られます。さらに分野ごとに見ると、上位の自治体では生活基盤、教育で全市区町村平均を上回る場合が多いということです。下位の自治体では全分野で全市区町村平均を下回りますが、中でも生活基盤や教育、住民・福祉に弱さが見られる傾向があるなあということが

うかがえると思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 地域力を発揮するための施策ということで、この報告書には魅力ある自治体というのが2つ定義されています。

先ほども議員のほう、そして今、企画部長のほうからもお答えしましたが、経済的な魅力、所得水準や予算規模、税の負担、非経済的な魅力というのが自然、環境、地域のつながり、教育、文化、安全・安心、人が移動する際、転出とか転居する際にどこに住みたいかというところを選択するのが、この地域力、魅力がある自治体を選択するというので、今回のこの報告書によりますと、瑞穂市が地域力では7番目というふうになっております。

そこで、移動する人というのは、一概には言えませんが、若い世代、単身者の方、そして子育て世代が多いと考えております。その中で、単身世代にはやはり経済的な魅力を重視される傾向がある。そして子育て世代や若い世代の方には、やはり非経済的な魅力、自然や環境、地域のつながり、教育、文化、安全・安心という点が高いということを考えております。

この報告書では、これらの多様な魅力がある自治体こそが人を呼び込むことができると位置づけております。私はこの幾つもある魅力の中で、瑞穂市にはやはり子育て世代の方が多いということから、教育とか安全・安心にこの人が移動するというを前提とした魅力を出すには、教育、安全・安心が大切だと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） 質問で2番目の項目で、市の今後の要するに施策ということをお尋ねしようと思いましたがんですけど、今の答弁の中にその部分も入っておりますから、次のストック指標のほうにつきまして、質問に入りたいと思っております。

次に、もう一表のほうの地域カストック指標の件でございますが、自治体の持続可能性の観点から、移住してきた人々やもとからいた人々を含めた地域住民全体のどれだけが地域社会や地域経済の運営に参画し支え合っているかに注目し開発されたのがこの地域カストック指標でございます。年齢を問わず、地域社会や地域経済の運営に参加する者が多ければ多いほどその地域の持続可能性が強化されるわけでございます。

つまり、限界集落や消滅可能都市の指標とは異なり、自治体の持続可能性は必ずしも人口水準やその変動、年齢構成のみに左右されるものではないというふうに言われております。

すなわち、1人の高齢非就業者を年齢や性別を問わずに何人の就業者が支えているかをあらわすものであります。

その中で、この中部圏社会経済研究所は自治体の地域カストック指標を用い、ここにございます数値2.5を上回れば、今後もその自治体は持続可能な自治体であると。1.5以上2.5未満で

あれば準持続可能であると。1.5未満であれば持続不可能な自治体であるというふうに定義づけております。

そこで、質問をさせていただきます。

これも先ほど第1項目で地域力フロー指標のところでも質問をさせていただきましたように、まずこれは県下42市町村のデータでございます。このストック指標を見られまして、フロー指標と同じように、感じられましたことをございましたら、企画部長、ひとつ御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 地域力ストック指標についての御質問です。

県下42市町村全体から見まして、特筆すべき事項についてでございます。

地域力ストック指標の試算結果を見ますと、2015年には持続不可能な自治体は1自治体であったものが、2030年には11自治体になり、全体の4分の1を超えるという状況です。その後も持続不可能な水準に陥る自治体は増加し、2045年には28自治体にまで増加し、6割以上に達するという見込みです。

瑞穂市も2015年はこちらの皆さんに配られました表、3.33なんですけれども、2045年には2.00になってしまうということで、2.5以下になってしまうということなんですよね。ですから、2030年以降が危険だということです。

これはこちらの一指標ではございますけれども、それを捉えて考えていかなきゃいけないなあというふうに思っております。

こちらのさらに地域力フロー指標とは異なりまして、岐阜市が県内19位となっていることに代表されるとおり、必ずしも人口規模の大きくない非都市部の自治体が高く評価されていることがわかります。こうした自治体において地域力ストック指標の評価が高いのは、高齢となった後も観光や農業等の産業に従事できるということで、生涯現役に近い生活が送れるものに対して、都市部では高齢者がつける仕事は極端に限られているという理由から、そういう点でストック指標が悪いというふうに思います。逆に言えば、都市部の持続可能性を高めていくには、高齢者の就労支援の強化とか高齢者の働きやすい職場づくりなんかへの施策を講じなければならないというふうに、この全体から見て感じているところでございます。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） 今、企画部長からこの指標を見られまして、現在から2035年度までは何とか2.5以上の水準を確保しておるということは持続可能な自治体であるということでございますが、40年、45年になってくると、当市は、2040年は見ていただきますと2.2と、それから2045年は2.0というふうに落ち込んできておるようなわけでございます。

そこで、これはこの指標を見ますと、要するによく前、言われたんです。騎馬戦型と、それから肩車型というんですか、何かこういうことも前にちらっと言われたことを私もちよっと頭に残っておるんですけど、そういう騎馬戦型から肩車、要するに1.5人ぐらいになってしまうともうそういうふうな状態になっていくということで、これは行政として、こういうデータは、これはあくまで完璧なデータではございませんけど、ただそれはトレンドとして、先ほど企画部長もこれはやっぱり重視して今後の施策のほうにも考えていかななくてはならないというお話をいただきました。

そこで、時間も来ておりますから、最後に市長に、このデータを見られまして、今後の瑞穂市の10年、20年先、これは40年ということになっておりますけど、そこら辺を首長としてのお考え、どういうふうな瑞穂市をつくっていききたいかと。このデータをもとにしてでも結構でございますけど、時間はもう3分30秒でございますけど、ちょっとまとめていただきたいというふうに思っておりますけど、よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） まとめられるかどうかはちょっとわかりませんが、先ほどの地域力のストック指標というのは、先ほどのお答えでもお話ししましたが、どちらかという、若い世代の方々がこの瑞穂市に来ていただくというようなこと、そちらだと思います。こちらのもう一つの地域力のフロー指標というのは、どちらかという高齢者の方々が生涯にわたり活躍できるような、そんなまちづくりということで、若い方、そして高齢者の方、これ、両方とも順位がある程度上のほうにあるのが一番望ましいという形で、7番と2番になっておりますが、こちらについて、両方とも均等といいますか、それぞれに力を入れていかなければならない分野とはなりますが、どちらかという、先ほど申しました瑞穂市においては若い世代の方々をこちらに来ていただき、ますます瑞穂市が活力あるようなまちをつくるためには、教育とか安心・安全ということを入れながら、福祉にも力を入れてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○7番（杉原克巳君） 今、そういうことで、やはりこれも若い人と、やっぱり高齢者と人口のバランスということが非常に大事なんですね、行政におきまして。やはり財政ファイナンスからいきまして、歳入と歳出もやっぱりバランスのとれた運用をしていかないといけないということで、やはり人口構成も若い人ばかりでは地方の、特に我々のようなこういう集落のところは、要するに若い人とこういうお年寄りとがうまくリンクをして、うまくまちづくりしていこうということも、これも一つの大きな政策の一環だということで、これは地方自治体にも課せられた大きな問題だということで、若い人ばかりじゃなくて、やはり若い人もいずれ

は年をとっていくわけですから、そこら辺をよく念頭に置いて、そういう施策を今後とも打っていただくということをお願いいたしまして、時間が来ましたから、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、7番の杉原克巳君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。11時25分から再開します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時26分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

16番 くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがい君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番、無会派のくまがいさちこです。

本日、通告してありますのは2つです。

1つ目、職員育成アドバイザー、非常勤特別職で8月1日から始まりましたが、これは本当に必要だったかということと、過去形じゃないですね、必要……、でも、決まったのは過去だから過去形でいいのかな。必要だったか。

それから2つ目は、市役所から市民にいろいろな書類が行きますが、その中で、市民宛て書類をもっとわかりやすくする必要があるのではないかと思われる書類について改善を求めたいと思います。

1つ目です。

これが9月1日に発行された市議会だよりで、通常4ページ、5ページに、定例会3・6・9・12の中のいろんな意見が出た議案から1つ、2つ、せいぜい3つでしょうか、取り上げるという編集方針でやっております。大変これがもめまして、私は民主的でないと言われましたが、つまり、このきょう取り上げます6月定例会の議案第50号を報告に取り上げようとしたら、取り上げるなど。議案でもなかったし、当然委員会でも取り上げられなかった大月の遊具について見開きで載せよと。これは、やっぱり今までのルールではないので、あり得ないので、議案ではない、協議会で説明されただけ、議会で討論したわけでもないというので、ちょっと頑張っちゃったら、民主的ではないと大変批判を受けました。

その後、6月定例会の私の発言について、現市長を批判するような人は出ていってくれと言われて、けさの何か新聞に出ているそうですが、出ていくことになりました。こういう意に沿わない、ちょっとルール違反を排除してしまうということに大変危惧を感じております。この危惧は、6月定例会のこの議案第50号のときにも、私は非常に不安を覚えますとあって、ほとんど1人だったかなと思うんですけど、あと附帯決議はつきましたが、議案そのものに内容とやり方で疑問を申し上げたのはほぼ私1人でした。その続きをいたします。本当に必要だった

かということです。

御存じのようというか、傍聴席の方はごめんなさい、執行部と議員の皆さんは御存じのように、これは6月定例会の最終日、7月9日になって正式に提案されたものです。委員会付託もしてほしくないと言われたので、委員会の慎重審議もなかった。そして、瑞穂市議会がこれまでずっと市になってからつくってきた事前審査に当たるようなことはしないと、議会も市役所も市長も。ということに、ちょっと反するような提案のされ方がされたわけですね。ルールなんかどうでもいいじゃないかという意見も出ましたが、これも大幅にもとの原文からは削除いたしました、されましたというか。それで、この中には附帯決議として出ていますが、ルール違反だということは出ているんですね、附帯決議には。でも、中身については、私は発言したんですけど、ばっさり切っちゃったというか、切られちゃったので、きょうは中身についていたします。

委員会付託もなかったので、ちょっと記録には残っていないんですけど、私は非常に疑問を感じて、自分で発言したのでよく覚えているんですが、全協とか、そういうときに、市長に当時お尋ねいたしました。そんなに優秀で、瑞穂市としてはぜひ欲しい方だったら、なぜその人を副市長になさらないんですかとお聞きしました。そうしたら、副市長人事とは関係ありませんと言われました。関係ないってどういうことかなとよくわからなかったもんですから、じゃあ、副市長が決まったら、その人の立場は職員を育成するアドバイザーなわけですから、副市長が決まったら、その人の立場はどうなるのですかと、ちょっと聞き方を変えてみたら、同じ答弁が返ってきました。副市長人事には関係ありませんと。それがずっと残ってしまって、疑問はずっと考えるたちなもんですから、気になりまして、ずっと考えて調査もいたしました。その後、一体あれはどういうことなんだろうと。

まず、この質問から市長にお尋ねいたします。

副市長人事とは一切関係ないと、職員育成アドバイザーの職とは。この関係ないというのはどういう意味だったのかをお尋ねいたします。通告どおりです。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） くまがい議員の御質問にお答えをいたします。

職員育成アドバイザーの採用についてというようなところで、私も6月議会の会議録を何度も読み返しました。総括質疑で、私が副市長人事とは関係ありませんと発言した経緯はございません、議場の中では。くまがい議員の御質問の中で、副市長がないから置くのですかと言ったら、私が2回にわたり副市長とは関係ありませんというのは、質問の中では記録がございます。くまがい議員が言われた、この議場の中で、質問の中でおっしゃられた、その6月議会での記録はございます。

それで、私が、副市長がいたらこのアドバイザーの職務ができるかどうかということは、そ

れは、私はできない、副市長がいてもできないと答えています、そのときに。副市長がもし、現在空席ですが、いたら、そのアドバイザーは必要ないんですかといったら、副市長がいてもいなくてもアドバイザーは必要がありますという意味を答えていると思います。

次に進みます。

このアドバイザーは、常日ごろから行う職員の人材育成とは少し異なっておりまして、そのときもお答えをしておりますが、職員は1年間の業務目標を立てます。それが、現状分析シート兼目標管理シートというのを作成いたします。この採用しましたアドバイザーというのは、この全部の職員のシートに目を通していただき、三百何人おりますが、目を通していただき、その中で特に困難や、やや困難であるという目標を立てた職員に、その評価者とともに相談の上、その内容を精査していただき、目標達成のために職員と寄り添って行く、職員の知識を上げる、経験をつけるというような意味で、このアドバイザーに知識と経験を持った方になっていただいたというような経緯があります。この目標管理シートの目標に対する職員への手が差し伸べることができる、今までは手が差し伸べることができなかった分野でありますので、副市長がいても私がいても、職員に対してはなかなか手を差し伸べられなかった分野であるということから、私は、副市長人事とは関係ないという意味でお答えをしたというような経緯になると思いますので、御理解していただきたいと思います。

もう一度お話ししますが、副市長が仮にいたとしてもいないとしても、このアドバイザーというのは、私は必要があったということで採用しておりますので、御理解をしていただきたいと思います。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） お考えはわかりましたが、私の質問は、副市長人事との関係をお聞きしたわけですよ。それから、きのう議事録も見ましたが、もちろん総括質疑には間に合った提案はなさっていないわけですから、そこの記録はありませんし、6月議会の最終日しかできなかったわけですから、本会議場では、きのう、それも確認しましたが、今おっしゃったようなやりとりはなかったように思います。

それで、ちょっと私がお聞きしたこととお答えがずれているように思いますので、先へ進めます。

ここに、ある市民団体が出しているチラシがございます。これによりますと、8月に市長との懇談会をやり、副市長人事はどうなっているかという質問を受けたときに、ある人に今頼んでいますと。あと、また県庁にも頼みますと、こういうふうにご答えた記録されています。これが正しいかどうかは、ちょっと確認はできませんけど。このある人というのは、そのアドバイザーの人と同じではないわけですね、確認です。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） ただいまの御質問ですが、このアドバイザーとは全く関係はございません。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） そのアドバイザーの人に副市長を頼んだというのは調査済みです。調査済みですから。

ですから、このある人は、何人目に頼んだ人ですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 私が、副市長にと人事ということで進めておるのは1人だけでございますので、アドバイザーは全く関係ございません。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 全く虚偽答弁です。でも、わかっていますから、それについては答弁を求めません。

それから、そのある人のお返事は、もう1カ月たつと思うんですけど、その市民の団体にそう言ったときに。副市長人事、引き受けていただけましたか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 御質問の副市長人事というのは、そうお答えするようなことではないと思うので、そのあたりについては、ちょっとお答えはできません。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 私は、6月議会で非常に疑問を持ったときから、そのことを聞いております。でも、市長の今のお答えは、お答えするようなことではないと。つまり、関係ありませんみたいな返事ですね、依然としてね。ますます私の疑問符は大きくなります。

じゃあ、県庁には依頼してありますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） その副市長人事というのは、そうころころ皆さん方にこうであるとか、今こういう状況であるということがなかなか説明することではないというふうに理解しております。また、それをやって市民の皆さんに御負担をかけることもいけませんし、今大切なことは、副市長が空席であるということで、私は市民の方々に市民サービスの低下を招かないようにすることが第一だと思っておりますので、その質問にもまだお答えをすることはできません。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） じゃあ、なぜ市民団体にはそこまで話すんですか。9月議会が始まってからも、8月中ももちろんですよ。副市長人事について説明を受けたことは、議会は一度もありません。なぜ議会には説明せずに、副市長人事はとっても大切なことです。議会の同意も必要とすることです。なぜそれを議会に一切説明せず、市民団体には軽く話し、市民団体はそれをこうやってまとめて配っているわけですよ。お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 私は、その市民団体の方にも、ある人にはお願いはしてあります、県庁のほうにも頼んでいくようなことは話したかもしれませんが、それがそのように広まるということもなく話しておりますし、その人たちを信じてやっていた行為なので、そのあたりについては御理解いただきたいと思います。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） よく御理解いたします。なぜかという、この方たちがこうやって出している、きのう、きょう、あしたのこの一般質問も全部これは出ます、ほとんど出ます。私はもう一切断っています。無理なんですよ、客観的にこういうふうに出すということは。

私は非常にゆがめられたというか、ずうっと私って、議員の立場としては、松野さんを倒して、堀孝正さんを出したときから、ずうっと執行部は批判してきました。御存じでない方も見えるかもしれませんが、全く堀孝正さんを夢中になって担いだ私一人なんです、陸上競技場とか、20億円でしたけど、初め。ほづみ幼稚園の民営化とか、清流みずほ保育園に4億円出すとか、まだあった気がしますが、公園用地とか、ずうっと私は批判してきました。それは議員の仕事なんです。100%その市長を支持するとか、市の施策を支持するとかというのは、議員として、個人としてそういう思いがもしあったとしても、議員の仕事ではありませんので。二元代表制として是々非々でやろうと思ってやってきましたから、今回も、批判的なことを言ったら、もうあんたは市長を支える人ではないから会派を出ていってと言われるのは非常に心外でした。そのスタンスでやらせていただきます。

ということで、議会に何の説明もなく、市民団体に話して、もちろんその話した先は、これは市民団体の責任ですよ。ですから、私は断ったんです、もう私の発言は一切書かないでと。余りに不用意だと思いますよ。今までの議員の皆さんの何人かは議会軽視であるという言葉、私は使ったことがないですけど、もう頻繁に使ってきましたね。これは、そう言われても仕方がないことだと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） ただいまの御質問で、不用意であったということは、それはそうかもわかりませんが、その話の内容というのは、その市民団体の方とのやりとりの中の部分でございますので、それが不用意であったかどうかというのはなかなか難しいと思いますが、これからは気をつけていきたいと考えております。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） そうですね、私もいろいろ気をつけていますし、一切これには載せないように申し入れてあります。

それで、その不用意かどうかというのは別に、その市民団体に、ある人に頼んでありますと、県庁にも頼みますというふうに書いてあることをもとに質問させていただきます。

県庁にはいつから頼んでありますか。

〔発言する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 副市長の人事で、県庁にいつから頼んであるかということにつきましても、そのことについては、お答えはできません。

○議長（藤橋礼治君） くまがい君に申し上げますが、今お聞きのとおり、通告とは大分離れておるということに気がつきましたので、少し暫時休憩をとります。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時50分

○議長（藤橋礼治君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 通告したとおり、職員育成アドバイザー、1カ月25万4,700円をもらう人事が必要だったかを今回テーマに通告しております。それに沿っていきます。

つまり、非常に私は6月議会から不透明な人事だと思っているわけです。思わない人は思わないでしょう、私は思っているんです。なぜこのような人事があるのか、非常に不思議でした。それを今から申し上げますが、ですから、私は考えて考えて、副市長を断られたから、その方をアドバイザーとしていただくことにしたのかなと思ったわけです。それでお聞きしましたけれど、副市長人事じゃなくて、例規集のところへ行きます。

この人事が、1カ月25万4,700円を払う人事行政が新たに設ける必要があったのか、非常に疑問です。私は、副市長人事と何らかの関係があるんだろうと思ったからお聞きしたんですけれども、逸脱しているそうですから。申し上げておきますけれども、瑞穂市議会は一問一答ですから、関連質問は質問できますから。細かいことまで全部通告していますか、皆さん。あり得

ません。

それで、この副市長じゃなくて、職員育成アドバイザーの任用についてという6月定例会の議案第50号の資料があります。これによりますと、必要性として、限られた資源を最大限活用して効果的・効率的な財政運営をしなければならんと。これは、地方自治法で最少のお金で最大の効果を上げることというのがありますね、このことだと思います。それから、個人としての能力向上には限界がある。職員のことでしょうね。組織としての総合力が問われるので、組織の統合力を高めるためという説明があります。もうそのとおりだと思います。瑞穂市役所の約350人、組織として一丸となって、348分の1のどの方の力も発揮していただかなければなりません。これを組織として総合的に動かすのが市長でいらっしゃいます。それから、法令や社会規範を遵守し、公正かつ透明な行動をする。このトップに、そういう市役所体制を持っていくトップとして市長の仕事があると思いますが、この認識はよろしいですか、それで。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） そのとおりだと思います。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 次に任務ですね。職務として2つ上げられています。瑞穂職員のコンプライアンス行動指針と職員の服務指導指針等を作成すると。

お尋ねいたしますが、瑞穂市の例規集にはたくさんの指針があると思いますが、今までその指針をつくる時に、非常勤の特別職を雇ったのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、くまがい議員の質問にお答えをさせていただきます。

これまでにコンプライアンス指針とか、行動指針等をこういった非常勤でつくったことがあるかということですが、ございませんので、今回はそういった目的も含めて、この非常勤特別職、嘱託員でございますが、任用したということで御理解をしていただきたいと思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） そうですね、指針をつくるのに1カ月25万4,700円を支払って、そういう職員を雇ったことはないわけです。組織の中の多分部長でもなく、課長ぐらいがつくるんじゃないんですか、指針というのは、原案は。今までの組織の中の職員がつくっていたはずで。今回だけ、そのために雇うというのは納得できません。

もう一つの任務として、先ほども市長が言われましたが、職員の業務目標や現状分析シート兼目標管理シートの目標達成のために指導、助言及び相談を行うと、これが育成アドバイザー

の仕事だと。これは、じゃあ今まではどなたがなさっていたんでしょうか。先ほどの御発言では、なかなかしてこなかったのでこの人を雇ったと言われましたが、今まで全く上司はしなかったんですか、お答えいただきます。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今のくまがい議員さんの、これまでにということですが、まずこの所属長とか、総務課長の立場というのか、職務と職員育成アドバイザーの違いというところからちょっと説明をさせていただきます。

まず所属長や総務課長は、市長など任命権者の補助機関における所属の長として、任命権者、市長とかあるんですが、そういった任命権者の命令を受けて、その所属の分掌事務を遂行し、所属している職員を指揮監督するものとなっております。

一方、職員育成アドバイザーは、地方公務員法の第3条第3項第3号に規定されている非常勤の嘱託職員であって、その職務は、自己の知識や経験に従ってみずからの判断と責任で職務を遂行する特別職であって、任命権者の命令を受けて職務を遂行する一般職員というところではございません。よって、この方には、こういった条例にある人事評価とか、分限のそういった権限は一切ございませんので、ただその目的を達成するところでは整合するところがありますが、総務課長とか、所属長とか、市長の補助機関の命令を受けて行う職員、一般職員と違うというところを御理解していただきたいと思います。以上です。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 6月議会でも、職務内容は何ですかというのを、限られた中で、総括質疑の時間もなかったし、委員会付託もなかったわけですから、ほぼ最終日だけでしたけど、聞いたわけですが、よくわかりません、私、いまだに。

それで、ちょっと違う聞き方をしますが、そもそも例規集を読みますと、職員を育成する、職員が組織として業務に当たる際、私が見たところは3つぐらい出ましたが、瑞穂市職員の分限処分に関する条例と取扱要綱、この中には、非常時は分限審査委員会をつくるとか、注意、助言及び指導を行うとかとあります。なぜこれを私が見るかというのと、この職員育成アドバイザーの提案の最初、議案の提案じゃないですよ、事前審査みたいな形で説明があったときです。これには、市長の特命事項に当たるとありました。これは、最後にはなかったんです。この今出ている議案の提出のときには、もう特命事項は削られていましたから、変わったみたいですけど、そして非常時のときですね。職員の不祥事がきっかけで人事を行うというのは文教とか、全協とかで説明されたわけですから、ああ、そういう意味で特命事項かと私はその時点では受けとめていたわけです。ところが、この例規集を見ると、そういう分限に関するのとかは、ちゃんと条例の中にあるわけですね、分限審査委員会をつくるとか。

それから、瑞穂市職員人事評価規程というのには、人材育成を上のは行うというのが書いてあります。

3つ目ですが、瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の中には、管理監督者の責務というのがあって、第4条は管理監督の立場にある者、第5条は任命権者の責務として、部下や職員について、公平・公正な職務の遂行について適切な指揮監督及び援助に努めることというのが規定されていますね。また、特別な不祥事とかがある場合、内部通報もあるでしょう。そういう非常時は法令遵守委員会を置く、法令遵守相談員を置くというのがあります。

つまり、この市長の特命事項を受けるというのは途中で消えています、ふだんの部下職員の指導、監督、助言なんかは一体誰がするんですか。今ちょっと交錯するところがあるという説明でしたけど、だから、そこがよくわからないんです。今までいなかった人、非常勤の特別職のアドバイザー、そのときには誰も部下を指導しないんですか。この管理シートとか、誰もかわらないんですか。ちょっとそういうところがわからないもんですから教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 例規等に記載されている、先ほど申しあげました任命権者とか、所属長、総務課長と職員育成アドバイザーの職務との整合性ということでございますが、あくまで所属長、総務課長、任命権者の職務というものは、それぞれの例規に規定されている職務を執行する者であり、決して職員育成アドバイザーの職務はそれを代替するものではないと。というのは、先ほども申しあげましたが、所属長とか、総務課長というのは、市長の補助機関中の一般職員という扱いで、その指揮命令系統で事務を執行していくと、そのことがこの条例、さらに要綱等でうたってあります。

ただ、職員育成アドバイザーに関しては、先ほどもちょっと申しあげましたが、自己の知識や経験などに基づいて、職員一人一人が現場での経験をもとにしたスキルアップや仕事に対するノウハウを養い、政策形成能力や問題解決能力を持った職員を育成する職務であって、決して市長の職務を代替するというものではございませんので、ただ、その例規等で目的、趣旨等としている内容と同じ目的で動いていただくというところでは整合するところがございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 目的は同じなのは当然ですよ。市役所は、ある一つの同じ目的でみんなが動くわけですから。

もう一度お聞きします。ふだんは、アドバイザーがいないときには、部下と一言言いますが、部下の指導、助言、相談は一体誰がしていたんですか。誰もしていなかったなんてことはあり得ないんですけど。私は議会事務局に属していますが、事務系統では、非常に難しいお立

場だと思うんですが、いつも指導、助言、相談に乗っていらっしゃるわけで、議会は別にしま
すね。一般の行政のほうは、どなたが指導、助言、相談を今までやっていたんですか。アドバ
イザーに関係なくですよ。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） これまではどういった方が指導されていたかということでございま
すが、先ほども申し上げましたが、市長さんの任命権者での補助機関での一般職員であります
部長級とか、課長級、その他各所属長のほうが、そういった指導等を市長の命を受けて、その
事務を執行していたということでございます。以上です。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） ということは、それが余り機能していなかったというふうに先
ほど市長は言われましたけど、じゃあ機能させればいいわけで、機能を管理、強化しなきゃ職
員も育たないわけですから、上司も育たないし、部下も。

つまり、おっしゃっている御説明から聞きますと、このアドバイザーの任用についてのとこ
ろで、組織としての総合力をつくらなきゃならないと、高めると。まさに例規集を見ても、そ
ういうちゃんとやり方が書いてあるわけです、それぞれの任務が。今度このアドバイザーをや
ると、表向きはというか、言葉は違いますけれど、同じようなことをやっているわけで、組織
を壊さないかしらと、組織力を弱めないかしらという印象があるんですが、そのところはい
かがですか。

系統が2つになるわけですよ、今までなかったものをつくるんですから、今まで必要な
わけですから。組織として、ずうっと市になってからでもいいですよ、こういう例規に従
って上司が指導してきているわけですよ、今確認しても。そうすると、2つの系統ができ
ゃうと、もう一回しつこいですね、組織力をむしろ弱める結果にならないか危惧いたしますが、
その辺いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今、組織力を弱めないかという質問でございますが、何度も申し上
げますが、この非常勤の特別職であるアドバイザーの職務というのは、職員一人一人が現場で
の経験をもとにしたスキルアップや仕事に対するノウハウを養い、政策形成能力や問題解決能
力を持った職員を育成していただく職務として、自己の知識や経験などに基づいて行って
いただくと考えておりますので、そういった組織力を下げるとか、そういったことは考えておりま
せんので、答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） そちらの説明はわかるんですよ、アドバイザーの職務はこういうことでの説明はわかるんです。

もう2回お聞きしたので、繰り返しません、今までもちゃんとそれが機能していたかどうか、十分機能していたかどうかは別として、きちんと上司は部下の指導、監督、助言を行っていたと思いますよ。委員会とかで課長さんたちが出てきて、議員の矢継ぎ早の質問に答えますが、随分しっかり答えられる課長さんいますよね。どの課長さんもしっかり答えられる。これは部長の指導力なのかと、やっぱり思ったりします。やっぱり一丸となって部はやっているんだと思います。

それで、いたほうがいいのかもかもしれませんよ、アドバイザーは。だけど、二重になるんじゃないか、役割がですね、目的は一つでもね。そういうところは、どうしても必要な人事であったか、出費であったかということがきょうの一般質問です。

今定例会でも補正予算が出ていますよね。8億円のプラス補正ですが、このうちほぼ1割の7,000万円は人事ですよ、人件費。この中の約3,000万円は残業代ですね。もう働き方改革どころじゃありませんね。特に福祉課、市長が部長でいらしたところですね、退職前に。福祉生活課がどれだけ大変か。これは、2018年に改正障害者総合支援法ができて、またまた福祉課は仕事がふえてます。きのうの答弁にもありましたように、福祉課は職員増を要望しているという答えもありました。それ以外にもお金を使うところはいっぱいあるし、保育士さんの本当は給料も待遇ももうちょっとよくしなきゃならないし、今の職員の直接は、この9月定例会に出てきた残業代だけ補正でプラス約3,000万も出さなきゃならないほど福祉生活課が筆頭になっています。

こういうところに、1カ月25万4,700円を回したらどうなんでしょうか。パートタイマーなら3人は雇えると思いますよ。2人でも、名目でも12万円、13万近くは雇えるわけですね。いかがですか。こういうお金の使い方について非常に疑問を持ちます。市長、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 今回の補正予算の時間外についてということで、今回たくさん時間外が出てきておりますが、これも職員育成の中の一つだと考えております。それは、やはり職員が働きながら今の仕事をより速くスピーディーにやるということも、その人材育成の中の一つと考えております。

このアドバイザーの採用には、本当に知識や経歴や経験が生かして、それを職員のほうに寄り添う形で職員にアドバイスするというので、本当に今市役所の中で病休者、退職者、さらに年度退職で若い世代の者が退職するようなことが起きております。そのためにも、この職員育成アドバイザーというのの必要性を感じて配置したということになりますので、御理解をいただきたいと思います。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 到底理解できません。残業が職員人材育成になるんですか。とんでもない認識だと思いますよ。アドバイザーは寄り添うんだと、上司は寄り添っていないんですか。一つずつ、課長、何とか補佐、課長、部長となったときに、それだけの部下がだんだんふえていったときに、本当に気を使って寄り添っていらっしゃるだろうと思いますよ。

ちょっと時間の関係で、これはもうとめないといけないんですが、最後にお聞きします。

市長は、人間関係は苦手なんでしょうか。

[発言する者あり]

○16番（くまがいさちこ君） 庁内からは、何も声をかけてもらえないという声も聞かれます。市長は、トップリーダーとして人間を、苦手な職員も、人も、自分を批判するような人も、ちょっと困ったちゃんもいますからね、市役所にも、どこの組織にもいるもんです。そういう人もみんなまとめていくトップリーダーとして非常に重要な仕事です。今、私がこの質問をしたら笑った人がいますが。市長を批判するような発言をすると、私、後で議員たちからまた何を言われるかわからないことを承知で言っています。

[発言する者あり]

○16番（くまがいさちこ君） やじをとめてください。

トップリーダーとして、全ての職員をまとめていかなければいけない重要な仕事があると思います。これについてはいかががお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 先ほどの御質問の中で、一つ訂正をさせていただきます。

時間外を減少することが人材育成にもつながるという意味で御理解をください。

そして、今おっしゃられました人と接することが苦手かというような御質問がありました。

そして、職員に声をかけないということもお話もありましたが、決してそんなことはございませんので、お願いを申し上げます。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） ですから、時間外を減少させるために、そのお金はもうちょっとパートを雇うとか、そういうふうにしてあげたらどうですかと申し上げてはいますが、ちょっとやりとりが先へ進まないの、次に行きます。

市役所の市民宛て書類をもうちょっと易しくできないでしょうかということです。

ここに、済みません、資料を配らせてください。休憩ですかね。

○議長（藤橋礼治君） 書類をまず見せてください。

それでは、暫時休憩をとります。

[資料配付]

休憩 午後0時18分

再開 午後0時20分

○議長（藤橋礼治君） くまがい君に申し上げます。再開します。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 配らせていただきました資料は、もとは内閣府が出している両面カラーのこういうのが出ています。それから、それ半分、表紙と裏は印刷しませんでした。

それで、どういう人が購入できるのか。対象者が限られていたわけですから、今回は。という説明がこの図ですね。①と②でどういう人が購入できるか。例えばこういうふうですと下にあって、そして右側には流れがありますね。もう一つのこれも、もと、これ対象者のところにいったので、これも白黒で皆さんにはお配りしていますが、全部文字なんですね、これが。

これが送られた人たちは、生活がかなり大変な方たち。この方たちの半数は、何らかの障害も兼ねていると言われています。読めないんです、わからないんです。そうすると、書類が来たけれど、何だかよくわからないから読んでもらいたいというのが来ます。読んでも確かにわかりにくいです。1行ずつ読みます、私。

これは、プレミアム付商品券の例です。それから、次に生保受給者にいろんな書類が行きますが、これも非常にわかりにくいんですね。

2つ言いますが、1つは県の児相から子供が施設へ入っていたのを出された人がいます。これも、書類が来てもよくわからない。私が中に入って、弁明書というんですけど、反論があったら反論せよというのがあるんですけど、到底読んでもわからないものを反論なんかできませんよね。聞き取りをして、私が書類をつくって県庁へ持っていったら、あなたがやっていることは実質代理人なので、3階ですか、選挙管理委員会へ行って公選法に違反しないか聞いてくださいと行って、行ったら、違反しませんということで、実質代理人になって今もやりとり中です。すぐその後に、この当事者は生保をとめられました。それとは関係なくですよ。とめられた理由は、福祉課からこういうふうにしてくださいという指示があったのは、私にそのときはまだ相談がなくて、自分で読んで勝手なことをやって、勝手な始末の仕方をして、始末の仕方もわからない、書類も読めない。それでお金を39万円なくしました、生活保護の方が。それで生活保護も、言ったとおり、こちらの指示に従わなかったからという理由で停止になりました。

ということから、今回のこの質問をしなければと思ったんですが、ここに、一括でしますが、市民税、国保税は、どういうふうに滞納者に行っていますかといったら、はがき大の大きさと、

これちょっと拡大したんですけど、読めないのです。はがき大の大きさを督促状国民健康保険税、督促状市県民税とって、これ圧着ですね、こうやって開いたら書いてあると。ただこれだけなんです。あと、ここに御注意というのがあるけど、読めません、字がびっしり小さくて。これは拡大コピーしたので読めましたけど。

つまり、きのうから、きょうもありましたけど、滞納者にお金を払っていただくにはどうしたらいいかとかいっぱいあるわけですよ。コミュニケーションが成り立っていないんです、そもそも。私、そのレベルの話をしているんです。お金がまだ滞納です、納められていません、納めてください。御相談にも応じますので、市役所に来てください、電話もくださいということがわかりません、これでは。コミュニケーションが成り立っていないんです。

ということで、コミュニケーションの成り立つ、しかも払えない人というのは生活困窮が多いわけですよ。そして、障害も重なっている人も多いです。ですから、そういう人にわかっていただくというのがまず前提条件で必要だと私は思います。

文教厚生で、幼稚園・保育園の無償化の説明がありました。私は傍聴に行ったんですけど、非常にわかりにくい説明でした。議員の皆さんから、わかりにくいといったら、これ9月号の広報「みずほ」ですが、とってもわかりやすく整理されたのが出ましたね。だから、やればやっぱりできるんだと思うんです。あと、死亡届も、一覧表も市民課が、今、市民課が物すごい混雑ですね。新しい住民、外国人がとっても多いですけど。もうこれから瑞穂市は本当に大変になると思うんです。コミュニケーションがです。前提条件が成り立っていないんです。

ということで、市民宛での、困った人、コミュニケーションがしにくい人、生活困窮者とか、障害者とか、高齢者とか。いつ認知症に私もなるかわかりませんが。そういう人にもわかってもらえるような書類をぜひ出していただきたい、改善していただきたい。これの答えをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまのくまがい議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、プレミアム付商品券の案内文書でございますが、この文書については、8月上旬にプレミアム付商品券事業の非課税者の分の対象になる可能性のある方にお送りしたものでございまして、中身については、案内文書、申請書、制度のチラシと、それから記入例について送付をさせていただきました。

この文書の作成に当たりましては、文章、内容等が煩雑、難解にならないよう、制度の要点のみを平易かつ簡潔にわかりやすい表現となるように努力をいたしたつもりでありました。また、発送時点においては決定されていない事項に関してもありましたので、これについては後日お知らせするという表現にさせていただきました。

実際には、9月の広報配付の際に、議員からお示しのありましたA3・2つ折りの内閣府のリーフレットを回覧させていただいたところでございます。しかし、このたび難解、煩雑、わかりにくいという御指摘をいただきましたので、御指摘の内容は確認の上、文書作成の改善を図ってまいりたいと思います。今後は、市民にわかりやすい文書等の作成をしていきたいというふうに考えております。

また、続いて生活保護関係の文書についてでございます。

個別の事案については、ここでは申し上げられませんが、生活保護に関する文書・書類等は、保護決定通知、収入申告書、生活保護の開始あるいは変更の届け出申請書、保護のしおりなどさまざまなものがございます。そこで、いずれの文書・書類にいたしましても、必要な内容ができる限り簡素かつ明瞭に表現したものというふうになっているというふうに考えております。

しかしながら、先ほどのことと同じように、難解な点等があるという御指摘ですので、御指摘の点を確認の上、改善を図っていきたくと考えます。ただし、書類によっては国等が定めた様式もありますので、変更が困難なものもありますが、市の独自の様式、案内文書等そういったものから改善ができるものというふうに考えております。

このたびは、健康福祉部関係の文書について貴重な御指導、御指摘をいただきました。今後は、平易な文章表現もさることながら、窓口等での応対の際には、お客様にしっかり理解していただけるように、より一層丁寧な説明も心がけてまいります。また、わかりにくい内容や難しい表現などをお気軽にお問い合わせいただき、またお尋ねいただけるような雰囲気、環境も整えてまいります。

また、先ほど時間外手当のお話もでございます。今回の補正予算には、幸いにして健康福祉部は時間外手当の増額の予算案を出してはおりませんが、そういったところも精査しながら事務を行っていきたくというふうに考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 時間もありませんので、市民税、国保税滞納者への文書のほうも、もうちょっと親切に、税が納められておりません、何日までにとということ、御相談には応じますという3つぐらいですよね。整理して、それを大きい文字で書いたものを、まず別刷りでもいいですよ、送ると。封書にすれば、もうちょっとゆったり書けると思うんですよ。対象者は少ないわけですからね。そんなに少なくないですか。

何しろわからないんです。読めない、わかんない、市役所へ行きたくない。そうしたら放っておきますよ。私、何割かは滞納者の中にいると思いますよ。まず、コミュニケーションを図るということを目指していただきたいです。

以上で終わりますが、印象としては、前半、職員育成アドバイザーは本当に必要な人事だっ

たのかということについては、最初から市長に答弁拒否をされました。非常に不透明です。私の納得のできなさは余計大きくなっちゃいました。引き続き調査したいと思います。

以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、16番 くまがいさちこ君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。1時50分より再開をいたします。

休憩 午後0時33分

再開 午後1時52分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

1番 馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵君。

○1番（馬淵ひろし君） 議席番号1番、瑞清クラブの馬淵ひろしです。

議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本日は、傍聴に来ていただきました皆様、ありがとうございます。最後までお聞きいただきますようお願い申し上げます。

それでは、質問は大きく分けて4つのテーマでさせていただきたいと思います。1つ目は持続可能な汚水処理計画について、2つ目はSDGs、持続可能な開発目標の推進について、3つ目は保護者ニーズに応えた放課後児童クラブのあり方について、4つ目は瑞穂市の健康経営についてであります。

人口増加、高度経済成長を経て、現在は人口減少社会、少子・高齢化社会を迎え、今までの行政サービスのように必要なもの、要望のあるものを整備拡充していく、あれもこれもではなく、選択と集中、公共施設の複合化、施設サービスの広域化・共同化の時代であり、スクラップ・アンド・ビルドを繰り返していく、あれかこれかという選択を迫られている、持続可能なことが重視される時代となっております。

持続可能であるかという視点を持ち、行政運営と公共施設整備、公共サービスのあり方を考えていきたいと思っております。

これ以後につきましては質問席にてさせていただきます。

それではまず、持続可能な汚水処理計画についてを質問させていただきます。

全国的な下水道事業整備が本格的に始まったのは平成に入ってからであり、それから既に30年が過ぎようとしております。当時の下水道事業について、審議が本格化したのは平成20年代に入ってからであり、それからさらに10年の月日がたっております。

昨日の一般質問の答弁にて、下水道事業を行っていくと市長より答弁があり、これから進んでいくものと思っておりますが、供用開始までには越えていかなくはないハードルが幾つもあると考えております。

一番重要なことは、くみ取り槽や単独浄化槽などの家庭から生活排水などの汚水がそのまま排水路に流れ、河川へと排水されている汚水処理の問題であり、いかに排水される汚水をきれいにし、河川へと流していくかということだと考えております。

汚水処理の方法は、公共下水道、合併浄化槽、コミュニティ・プラント、農業集落排水など、さまざまな方法がありますが、経済性や効率性などを考慮して、それぞれの地域に適切な方法で整備していく必要があると考えております。

そこでお尋ねをいたします。公共下水道計画は市の汚水処理計画に基づいて策定されているものでありますが、瑞穂市の汚水処理計画では10年以上実施されていない公共下水道により汚水処理を推進する計画となっております。汚水処理の進捗率はどのような状況になっていきますか。また、公共下水道の整備が進まない原因はどこにあり、今後どのような対策を考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、ただいまの馬淵議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず汚水処理施設の進捗率につきましては、国や県で公表されております下水道や農業集落排水処理施設を利用できる人口と合併浄化槽を利用している人口の瑞穂市における割合であります汚水処理人口普及率でお答えさせていただきます。

平成30年度末で、瑞穂市全体の普及率が58.8%となっております。内訳としましては、特定環境保全公共下水道が7.5%、農業集落排水処理施設が0.7%、コミュニティ・プラントが3.7%、合併浄化槽が46.8%となっております。

また、公共下水道が進まない原因というところでございますが、きのうの堀議員の御質問でも答弁させていただきましたとおりでございますが、下水処理場用地の地域の方々に正確な情報が伝わっておらず、理解が得られていないことが原因となっている割合が大きいと認識しております。

ですので、下水処理場につきまして理解が得られるように、地域に正しい情報をお伝えするなど、重点を置いていきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ただいま部長のほうから御説明いただきましたように、汚水処理人口の普及率というものでは平成24年では52%であって、今お示しいただきました現在では58.8%ということで、汚水処理の普及率というのは進んでいるということが言えるのではないかなと思います。これは、まだ下水道が整備されていないから、新しく建った家に関しては合併浄化槽を設置していただいているということによるものであるというふうに考えております。

それでは次の質問に移らせていただきますが、昨日の一般質問で市長より御答弁がございましたが、重要な部分でありますので、市長が担当部局に指示をされた公共下水道計画の見直し、再点検の指示の内容とその結果、今後の方針について、重ねてにはなりますが、市長よりお答えをお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 再点検の指示内容ということでございますが、公共下水道全体計画については、岐阜県汚水処理施設整備構想の下水道区域と瑞穂市公共下水道全体計画との区域整合を図るために修正を行ったもので、近年の建設価格の変動により、あわせて財政計画の見直しも行ったものであります。財政計画の見直しをもとに、一般会計からの繰入金や財政負担はどのくらいかかるのかを再検証いたしました。

その結果、建設費につきましては約47億円の増加となりましたが、下水道事業対策基金を活用することにより、一般会計繰出金の負担を軽減できることや起債償還に充てた一般会計繰出金の一部は普通交付税で措置されることなどが見込まれること、また民間の資金やノウハウを最大限に活用し、下水道事業に係る財政負担を軽減するため、国の進めるPPP/PFIなどの官民連携事業も視野に入れて検討いたしまして、財政面の検証の結果からも公共下水道を進めていくものだと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ただいま御説明をいただきました。全体計画の工事費としては約370億円という費用をかけて整備するというところでありますし、一般会計からの繰出金については、ピークでは4億何千万というところですが、基金を活用して2億3,000万ぐらいの繰り出しで整備していくことができるというふうに聞いております。

また、昨日の市長のお話では、国の補助金に関しては、今後ずっと補助が出ていくということは、このPPP/PFIという先導的・先進事例に選ばれていかなければならないというふうにお聞きをしておりますが、再質問ということで、こちらの先導的PPP/PFIの先進事例として選ばれて、それが採択されていくという見込みですね、どのぐらいあるのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ただいまの御質問の先導的支援事業ですけれども、こちらは瑞穂市としましてはまずPPP/PFIなどの官民連携事業を考えております。その官民連携事業に当たって、例えば建設維持管理とか、全てを官民連携でやるのか、一部だけをやるのかというのを、瑞穂市にとってどういった方法が一番いいのかというのを選択する業務をやるわけなんですけれども、これをやっていく中で先導的支援事業というものは、そういったものに国

より認定されますと国庫補助金100%でその委託業務が受けられるということなので、もしもそれで採択されなくても、普通に50%の補助金によって、このPFIなどの官民連携事業を検討していきたいとは思っております。

ただ、どれぐらいの確率で先導的支援事業が受けられるかというのは、ちょっとここではまだ未定としか申し上げられないので、申しわけございません。お願いします。

[1番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） 再質問でお答えにくいところではありますが、こちらの先導的事业に選ばれるかどうかというのが結構肝になると。下水道を、市長のほうからの御答弁にもありましたが、新しく始める市町村というのは少ないというふうに聞いておりますので、こちらのPPP/PFIの事業を使って下水道事業というのを進めていくということが市の財政負担の軽減にもつながることだと考えておりますので、ぜひそちらのほうはいろいろと連携、情報をとっていただきながら進めていただきたいというふうに考えております。

もう一つ再質問として、市長は、今、部長の御答弁にはございませんでしたが、劣後順位をつけて事業を行っていくというふうに聞いております。やっつけられないことに気をつけて、この事業は進めていくというふうに聞いております。

その観点で申しますと、この事業については見直しを図っていくことが考えられると思いますが、この全部の工事計画というのは、全てが完了するまで何十年とかかるものでありますが、そちらについては3年ごとに見直していくという答弁がありました。どのようにこの計画については進めていかれるのかと、私は西地区に住んでおまして、中地区での交流もありますので、巢南地区の下水道というのはいつごろ整備されるんだろうなというのは関心事ではありますので、市長のほうからその見解についてお答えいただければと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 事業に関しましては、まず第1期事業計画区域としましては、きのうも申し上げましたけれども、本田団地とJRより南側の牛牧地区を計画しております。それが大体事業計画されてから7年ぐらいで供用開始までに至るであろうという大体の一般的な計画なんですけれども、その後2次事業計画区域、3次計画区域というふうに順次広がっていくんですけれども、それが7年ごとになりますので、見直しは、ちょっときのうまで市長は3年とおっしゃっていましたが、7年、その事業計画が行われる7年を大体めどとして一般的には見直しをしていきます。その中で、そのときにこちらはちょっとまだ後からやりましょうとか、そういった地域を、区域を分けたりして、ここはやらなきゃいけない地域だろうというのを選びながら、今後事業を見直しながら進めていきたいと思っております。

[1番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。

計画を見直しながら下水道を進めていく、汚水の処理というものを瑞穂市としても進めていくということですので、順次計画のほうを立てていただきながら進めていただきたいなというふうに考えております。

それでは3つ目の質問としまして、下水道事業、全国的には供用開始から既に20年以上、もったっているところもありますが、なっております、施設の老朽化に伴う更新の問題や人口減少対策、経営改革などの諸問題が顕在化しております。

こうした課題に対して、国土交通省ないしは総務省のほうは、現状の経営形態を前提とした取り組みでは将来にわたる住民サービスを確保することが困難になる懸念があるということで、事業の共同化や広域化、民営化を推進する施策が打ち出されております。

そこで御質問させていただきますが、当市がこれから整備しようとする下水道計画は、20年以上前の考え方の従来型経営を前提とした計画なのか、そうではなく現状の全国的な下水道事業が抱える課題に対応した対応策を盛り込んだ計画であるのかということをお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ただいまの御質問、国などが進める共同化・広域化のことかと思われまけれども、そういったこと、下水道事業の広域化・共同化につきましては、平成30年1月17日付、総務省、農林水産省、水産庁、国土交通省、環境省の合同の通知によりまして、各都道府県が主体となって令和4年度までに広域化・共同化計画を策定することとなっております。

岐阜県では、県内を5圏域に分け、本市が属する岐阜地域の第1回会議が平成31年2月6日に開催されまして、本市もこの会議に参加しております。

現段階では施設統合や経営統合など具体的な内容までは話し合われておりませんが、瑞穂市としましては、維持管理費の削減のため、汚泥処理施設を県内自治体で共同建設して運営することなどができないだろうかという提案をしているところでございます。

また、瑞穂市のように揖斐川、長良川、犀川などの大きな河川に囲まれた区域におきましては、施設の共同化はなかなか難しいかなと考えているところでもありますが、今後、共同化・広域化計画につきましては岐阜県主体で進んでいくものだと認識しております。

現在は、瑞穂市春雨町1丁目の一部は北方町の公共下水道を利用できることとなっております。また、犀川の南に位置しております穂南地区は将来的に墨俣の処理場が利用できないか、大垣市と調整を図っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。

今お答えいただいたように、広域化ということも考えながら事業のほうを進めていただいているというふうに思いますので、今、馬場春雨のほうは北方に流しているということもありましたが、生津地区とかも北方に近いから流したらどうかというような話も出てくるのではないかと、広域化しなさいという国の方向性がありますので、そちらのほうも順次検討していただきながら、県の構想をもとに進めていくということですので、十分連携を図って、この公共下水道、持続可能なものにしていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

公共下水道は公営企業ということでありまして、採算性が原則であります。実際には一般会計からの繰入金がない限り持続しない公共事業というふうに考えております。さらに、国土交通省のデータによると、経費回収率が100%を超える、つまり下水道使用料金徴収額が維持管理費を超える団体は2割程度にとどまっているというふうなデータがございます。維持管理費においても思うように接続率が伸びず回収できないとなると、一般会計からの繰り入れがふえるものというふうに思います。

下水道事業につきましては、30年以上整備する超大型の公共事業でありまして、借入れの償還期間などを含めれば50年以上の長期にわたる投資事業となります。ですので、当然、長期の財政計画に基づくものである必要があると考えております。従来型の計画や経営では20年もたたない段階で事業の存続性が危ぶまれる事業も多く見られるところがありまして、国では、先ほどから話しておりますように、広域化・共同化・民営化を指導しているということでございます。甘い見通しでの大型公共事業の投資については、将来に市の財政を圧迫し、市民ニーズに応えることのできない低下や将来世代への過度な負担のツケ回しを招く可能性も心配するところではございます。

そこで御質問させていただきます。現在計画されている下水道整備計画は、市の長期投資財政計画とリンクするものになっているのか、そして財政計画全体は、10年などの短いものではなくて、50年ぐらいの長期にわたる見通しがあるものなのか、お伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、馬淵議員の質問にお答えをさせていただきます。

結論としまして、当市における50年以上を見通した長期の財政計画というものはございません。長期の財政計画を作成する場合、その考え方、方法はさまざまあると考えますが、社会経済の情勢や市民のニーズが多様化していく中で、長期にわたる将来推計というのは大変難しいと考えております。

その理由としては、例えば国の経済対策による景気動向で法人市民税や地方消費税などが大

大きく変わっていきますし、国の税制改正や地方財政対策によっても地方交付税など地方の財政運営に大きく影響をしてきます。また、今年度から始まる幼児保育無償化などの国の施策や地方における多様化する市民ニーズに対応していくための施策などでも、その財政運営というものは大きく変化をしていきます。

ただ、そうした財政計画を立てるのが難しい状況の中、財政運営上、最も注視していかなければいけない経費が経常的経費と考えております。この経常的経費というものは、毎年度実施する事業の規模、その有無にかかわらず必ず支出される経費で、この経常的経費が支出できなくなるような状況になったら、まさに財政破綻を招くことになると考えております。

では、この経常的経費ですが、どのような経費が該当するかというところでございますが、借金を返済する公債費、それから社会保障に関連した扶助費、そして人件費などがこの経常的経費の主なものとなります。もちろん下水道事業への繰出金もこの経常的経費に含まれてきます。

この経常的経費の増嵩を示す財政指標に経常収支比率という指標があります。この指標は、税金などの一般財源に占める経常的経費の割合を示したもので、経常収支比率が大きくなれば、財政の硬直化が進んで、いわゆる自由に使える予算、いわゆる投資的経費が少なくなるということになります。

では、当市の平成30年度の経常収支比率を見てみますと、税金などの一般財源がおよそ108億円あります。そのうち毎年経常的に支払う経常的経費がおよそ92億円ですので、経常収支比率というものが85.6%となっております。つまり、平成30年度で自由に使えた予算、一般財源で自由に使えた予算という、つまり投資的経費というものは、逆算して108億から経常的経費の92億を引いた16億円が一般財源として自由に使える予算ということでございます。

ちなみに、平成29年度の当市の経常収支比率は87.2%となっており、近隣の市と比較してみますと、岐阜市が95%、大垣市が88.3%、各務原市が91.8%、羽島市が96.2%、山県市が92.4%、本巣市が84.8%となっており、当市は県内21市中18番目と、他市に比べるとかなり低い数値となっております。参考に、県内の市町村の平均は89.7%、全国市町村の経常収支比率ですが、平均は92.8%となっております。

そこで、質問の再検討された下水道財政計画における一般会計からの繰出金が経常収支比率にどう影響してくるかということになりますが、下水道財政計画では、毎年度平均するとおよそ2億4,000万円の繰出金となっておりますので、平成30年度の経常収支比率をベースに経常収支比率を試算してみますと87.7%となり、今後、税金などの一般財源と経常的経費を平成30年度並みに維持していけば、財政運営上耐え得る数値と考えております。このことについては、きのう市長のほうからも答弁があったとおりでございます。

次に、自治体財政の健全化を判断する指標の一つとして、実質公債費比率というものがござ

います。この実質公債費比率とは、その自治体の標準財政規模に占める毎年度支払われる公債費の割合を示したもので、この数値が高いほど財政運営上厳しくなり、地方財政法上、法律上、この実質公債費比率が18以上となると地方債の発行に際して知事の許可が必要となり、公債費負担適正化計画を策定することになります。

また、財政健全化法上では、実質公債費比率が25以上、いわゆるイエローカードと言われるんですが、となった場合は、財政健全化計画を策定して自主的な財政の健全化を図らなければなりません。さらに、この数値が35以上、いわゆるレッドカードとなった場合には、財政再生計画を策定していくのは当然でございますが、国等の関与のもと確実な再生を図らなければなりません。

そこで、本市の場合、今定例会の初日に報告させていただきました瑞穂市の平成30年度の実質公債費比率は1.1と、前年に比べ0.5低い数値となっております。これは通常償還の完了、さらに昨年度まで毎年の繰り上げ償還の実施により公債費が抑えられていることなどから、近年比較的非常に良好な水準で推移をしていると考えております。ちなみに、平成29年度の実質公債費比率、県内42市町村においては6番目に低い数値となっております。

また、こちらにも再検討された下水道財政計画がこの実質公債費比率にどう影響してくるかということになりますが、平成30年度の標準財政規模と地方交付税に算入される公債費分を臨時財政対策債のみとして、下水道財政計画における公債費がピークとなる33年目の公債費と基準財政需要額に算入される地方交付税をベースに試算してみますと、実質公債費比率はおおよそ7.6——これはきのう市長のほうからも答弁があったかと思いますが——となり、今後、平成30年度の標準財政規模108億円を維持していけば、さきに説明したイエローカードとなる25には大きく及ばない数値となり、財政運営上耐え得る数値になると考えております。

しかしながら、瑞穂市においては、今後、公共下水道事業以外にも穂積駅の周辺整備事業や新庁舎の建設事業といった大規模な事業を予定しております。そのような状況の中で、少子・高齢化の進行は瑞穂市においても例外ではございません。生産年齢人口の減少による税収入の減少や高齢者の増加による社会保障費の増嵩など、厳しい財政状況が予測されます。

持続可能な財政運営を推進していくためには、限られた財源に対して必要な施策や事業の選択と集中を行うことが必要となってきます。そのためには、大規模事業が始まる前のこの時期に、比較的短期での財政計画の策定は必要ではないかなと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

[1番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） 大変詳しい御説明をいただきましてありがとうございます。

観点としましては、長期的に見て、この事業は大きい事業でありますし、長期にわたる事業であるということ、そういう認識は共通をさせていただいているとは思いますが、将来世代に負担を強いてはいけませんし、住民サービスが低下するようなことがあってはいけないという懸念を私は持っておりますので、下水道に関しては、一般会計から2億3,000万から4,000万ぐらいの繰り入れで継続していけるというふうに言うておられますが、次の質問に関連してくるんですけども、公共下水道事業を含めた公共施設等の維持、建設、そして更新費用については、今後40年で年平均どのぐらい費用がかかるのかと、また過去3年の投資的経費は平均幾らであったのかということをお聞きさせていただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、公共施設等の維持・建設・更新費の今後のどれぐらいになるかということですが、先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、社会経済の情勢や市民のニーズが多様化していく中で、長期にわたる将来推計は大変難しいというところから、長期の財政計画は作成しておりません。

ただ、議員の質問されている40年間の公共施設等の維持・建設・更新費用については、平成27年度に策定した当市の公共施設等総合管理計画に記載されている公共施設等の将来更新費用の推計のことだと理解をして答弁をさせていただきたいと思っております。

この平成27年度策定した当市の公共施設等総合管理計画の将来更新費用の推計については、総務省の平成26年の総合管理計画策定指針において公表されている公共施設等更新費用試算ソフトというものがございまして、これをもとに策定したものとなっております。この公共施設等総合管理計画における更新費用の推計については、今後当市が保有している公共施設等の数量・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化等を進めていくに当たって、平成27年度の策定時点における将来コストを推計したものであって、あくまで更新費用の考え方を目安に示したものとなっております。

総務省もこのソフトの基本的な考え方については、将来の公共施設等の更新費用を推計するに当たり、物価の変動とか落札率、あと国庫補助制度及び地方財政制度の変更等のさまざまな変動要因がある中で、試算方法が複雑化するのを避けて、地方公共団体の規模にかかわらず簡単に推計できるように作成されたソフトで、必ずしもこの推計が各市区町村の将来の更新時点における一般財源ベースの財政負担とは一致しないことに留意することということで総務省のほうから通知が出ております。

ちなみに、平成27年度に策定した瑞穂市公共施設等総合管理計画での公共施設等の維持・建設・更新費用は、今後40年で年平均約37.3億円としており、これに対して過去3年間の普通建設費は年平均約21.8億円とし、その差額は15.5億円と推計をしているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[1 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1 番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。

今お答えいただいた公共施設等総合管理計画というものを市が平成27年につくられておりますが、今の話で更新費用としては37.3億円とおっしゃられましたね。いわゆる下水道を含まない公共施設等の維持管理、そして更新費用が年平均して37.3億円かかると。その中で、現在、過去3年にわたって投資的経費というもので賄ってきた金額が21.8億円支出で来ているということです。その差額が15.5億円ということでございますので、毎年毎年15.5億円は一般会計に食い込んでくるというか、影響してくる金額であるというふうに思います。先ほど聞いていただきました下水道の計画については、また一般会計から交付税措置がされるというふうには言われておりますが、2.3億円ですか、マックスでですね、基金を利用してということではありますが、かかってくるということでもありますので、現在の財政では、長期に見た場合、現在の瑞穂市の基金は100億円ぐらいあるというふうに言われておりますが、それを使っていっても10年に満たない中で貯金は使い果たしてしまう可能性があるということではありますので、そちらのほうは留意をしていただいて、こちらの大型の長期にわたる計画については考えていただきたいと思いますと思いますが、最後に、市長に、持続可能な汚水処理計画として、経営面、財政面をクリアしてどのように進めていかれるか、市長の考えを最後にお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 馬淵議員の持続可能な汚水処理計画の御質問にお答えいたします。

先ほど来、環境水道部長、そして総務部長から、私が指示しました5つのことについてはお答えをしております。そのほかの部分について少しお話をさせていただきます。

今回、公共下水道事業、昨日も少しお話ししましたが、全国で始めるのは瑞穂市だけではないかと言われております。今までと同じような手法では、国の補助金や地方交付税がいつまで続くのかわからないような、そんな不透明な状態ということで、現在国が進めている民間資金やその経営能力、技術を生かしたPFI／PPPなどの官民の連携事業によるコストを下げる、全体の工事費を下げるような計画を考えております。

その中でも先導的官民連携支援事業は、官民連携のどのように民間とタイアップしてこの公共下水道事業を進めていくのがベターであるかということを経験者の方に調査を委託するという事業で10分の10、100%が国のほうから交付され、上限が2,000万ということで、この申請に来年の、今年度中ですが、にこの申請に充てていくということで進めていきたいと考えております。

先ほど馬淵議員の御質問の中でもおっしゃられましたが、優先順位をつけることは大切なことですが、むしろこの公共下水道事業ではやってはいけないこと、劣後順位を決めることが大

切だと考えております。つなぐ当てもないのに管渠を整備したり、汚水の供給量もないのに汚水処理槽をふやしていくことのないように、しっかりとした3年ごとの、ほかの事業との調整を図りながら進めていくことが大切だと思います。

そして最後には、やはりこの処理場予定地の住民の方々に丁寧な説明を行い、正しい情報を地域の皆さんにお伝えしながら、十分な御理解をいただきたいというふうに考えております。それに当たっては議員の皆様方にもお力添えをいただきますようお願いを申し上げまして答弁とします。

[1番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。

しっかりと長期にわたる計画ですので、お願いしたいというふうに思いますし、私もこれからまたいろいろな形で調べて、勉強して、御協力させていただきたいなというふうに思っております。

それでは、大きなテーマ2つ目のSDGsの推進についてという御質問をさせていただきます。

今、議長、こちらで資料のほうを配付したいと思いますので、休憩のほうをお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 少し暫時休憩をとります。

[資料配付]

休憩 午後2時34分

再開 午後2時36分

○議長（藤橋礼治君） それでは、引き続き会議を開きます。

[1番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ただいまお配りをさせていただきましたのは、SDGsと、持続可能な開発目標というものでございますが、本日、私もこちらのほうバッジをつけさせていただいていますし、同僚の議員の方、そして市長もバッジのほうをつけていただいていると思います。

こちらのほうを見ていただきまして、この17色の円になったものがSDGsのマークということになりますが、こちらは何かと申しますと、2015年9月の国際連合の国連サミットにて全会一致で採択された、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までを期限として17の達成したい目標を掲げておるものが、このSDGsというものであります。SDGsとは、Sustainable Development Goalsというふうな英語で、その訳が持続可能な開発目標というふうに言われております。

こちらのカラフルなほうを見ていただきますと、17のものがありまして、1番は貧困をなくそうとか、飢餓をゼロにといった、今の日本ではそんなに問題とはならないかもしれませんが、世界中を見れば大変問題になっていることとございます。また、この中にも5番のジェンダー平等を実現しようとか、市にかかわる部分でいきますと、住み続けられるまちづくりをしましょうといったような目標が国連のほうで定められています。

こちらのほう、SDGsについてお聞きをするものでありますが、少しちょっと時間もなくなってまいりまして、質問もまだ残っておりますので、SDGsについて市のほうから御説明をいただきまして、SDGsの達成に向けて瑞穂市ではどのように取り組んでいくかということをお聞きしたいと思います。

SDGsについては、あらゆる主体、行政、市民、NPO、企業など、全てのあらゆる主体が取り組んでいかなければ達成できない目標というふうになっております。行政が主導的に取り組み、他の主体と連携していくことで達成できる目標も多く存在しております。そちらについて、企業にとってもこちらのSDGsに取り組むことが企業価値を高め、働き手の確保や必要とされる企業としての企業ブランドの価値を高めることができるというふうに言われております。

しかしながら、市民の皆様にも、企業の皆様にも、行政の中にもまだ十分に認識されているというふうには考えておりません。周知を図っていくことが必要であると思っております。

そこで、私は市長のほうに、第2次総合計画の後期計画を今年度から来年度に策定をされていかれるというふうに思いますが、行政において、この国際的に合意した目標に関して、しっかりと取り組んでいくということが必要だというふうに考えておりますので、行政として、第2次総合計画の後期計画の中にでも、この目標を達成するためにこの施策を行っていきますよ、こういうまちを目指していきますよということを取り入れた計画を策定していただきたいと考えておりますが、そちらについてはどのようにお考えかお聞きいたします。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 馬淵議員の御質問にお答えいたします。

市のほうではどうやって取り組んでいくかということとございますね。

国の機関であるSDGs推進本部から、2018年12月にアクションプラン2019というのが発表されました。その骨子の一つに、SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくりというのがあります。

また、2019年3月に策定された岐阜県の「清流の国ぎふ」創生総合戦略の中にも、既に17の目標のアイコンが反映されています。市の現行のまち・ひと・しごと創生総合戦略を例にとってみますと、アイコンのうち、今お手元にある、アイコンがあると思っておりますね、17の。そのうち4番、質の高い教育をみんなにとか、8番、働きがいも経済成長も、11番、住み続けられる

まちづくりなど、目標と合致しているものが多数ありますので、こちらのほうの次期地方版のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や、今議員さんが言われました第2次総合計画を初め、その他市の計画などへどんどん入れていきたいと思っています。このSDGsの達成に向けた取り組みの推進について、市の実情を踏まえ、反映することを予定しております。これにより、あらゆる市の計画等に、進捗にあわせてSDGsの概念を取り込んで、アイコンを入れて、目標達成に向かっていきたいと思えます。

とにかくわかりやすくするということですね。いろんな計画があるんですけども、その個々の計画を達成するときに、どうしても不整合が起きることがあります。そこで不整合が起きたところには、取りこぼれるといいますかね、一人も取り残さないようにということを考えているということなんでしょうね、この計画というのは。

先般、市長がSDGsについて講演を聞かれまして、9月9日の部長会議におきましても説明を受けまして、当市の各種計画に盛り込むよう指示を受けたところでございます。

これら各種計画を策定する根底には、次のような感覚を職員が持つべきと考えております。ある施策を実施することによって、市民に与える経済活動への影響や市内の環境に与える変化が当然あらわれます。与えるインパクトによって、一部の方に不利益や支障が発生したりすることもあります。どの施策をどれだけ、かつ効果的に組み合わせることによって、この支障等を補完しつつ、なおかつ最終的に一人も取り残さないという社会を実現することができるような手法であるというふうに思っておりますので、これがSDGsの持続可能な社会の狙いとなっています。

そのような目的が合うような形で、職員のほうも意識改革をして、研修を受けたいと思っています。本当にまずはSDGsという概念を理解するというところから始まりますので、職員の育成の中で、まず職員研修を実施して、まずは理解をし合うということから始めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 御質問のSDGsにつきましては、今企画部長から説明しておりますが、これについては首長自身が積極的に取り組んでいくということ、進めていくことを表明することがまず大切だと思っておりますので、私が先ほど企画部長に資料を集めてもらい、そしてよい研修があったので参加し、部長会のほうで指示を出しました。

その中で、瑞穂市のまちづくりの基本的な理念や目標、そして方針などに定める基本構想や基本計画、実施計画の策定の中で、このSDGsを盛り込んでいくこと、現在の総合計画の中にこれが幾つ該当するのかというのをラベリングするというところから始めていきたいと思っています。

しかし、それを張りつけただけではだめであって、中身をもっと充実させるために今後進め

ていくということを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。

大変目標とするには、世界標準の目標であるということですので、それぞれの市町がいろいろな総合計画を立てられてはいますが、その上位とは言いませんけれども、そのあらゆる計画がこの目標達成に向けて行われていくことが持続可能な社会につながっていくというふうに考えておりますので、進めていただけるということでありますので、これからもどの計画がどの目標を達成するのに役立つのかというような観点を見ながらやっていきまして、さらに、職員の皆様もですが、市民の皆様にも、企業の皆様にも周知されていくものになっていくように期待をしております。

そして、次の質問に移らせていただきます。

保護者ニーズに応えた放課後児童クラブのあり方について御質問させていただきます。

近年は、女性活躍社会の推進、男女共同参画の推進などにより、夫婦共働きの世帯がふえ、放課後の子供の居場所や学校の長期休暇の居場所の確保に対する保護者からの強いニーズがあるというふうに思っております。幼児教育無償化となり、子供を預け職場復帰する方、新たに働きに行く方もふえているというふうに思っております。

現在、瑞穂市でも待機児童が発生しないように保護者ニーズに沿った放課後児童クラブを開設していただいております。今般の補正予算でも穂積小の放課後児童クラブの拡張が予算化されております。子供を預かる保護者のニーズというのには応えているものの、預かる時間が子供の成長に寄与するものであってほしいと願う保護者のニーズもよく耳にするところであります。

その証拠に、教職員OBの方々を中心として運営されているNPO法人学習館みずほさんでは、この夏休みにも放課後児童クラブを開設し、午前は学習、午後は茶道やお菓子づくりなどの体験教室が行われ、延べ404人の子供たちに利用していただいたというふうに聞いております。こちらの費用は1日2,500円ということになっておりまして、また同じく総合型スポーツクラブであるNPO法人Link-upみずほでは、夏休みチャレンジ教室2019というものを開催し、さまざまな体験教室や社会見学、お料理教室などの多彩なメニューを放課後児童クラブで取り組むことで、延べ197人の参加があり、こちらは1日3,000円というふうになっております。いずれのNPOも子供たちの成長や参加意欲に柔軟に対応し、魅力ある子供の居場所を提供しておられます。

現在瑞穂市で行っている放課後児童クラブは、夏季休業日の約40日間の利用で1万7,000円、1日当たり425円で子供たちの居場所を提供していただいているわけですが、行政としては最低限のものを整備していただいているというふうに考えております。しかし、保護者のニーズ、

子供たちの成長をくみ取り、地域で活躍していただいているNPOと連携した放課後児童クラブの取り組みを期待するものでございます。今後、放課後児童クラブ、子供の居場所づくりについて、民間の活力を利用していくお考えのほうがあるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） それでは、馬淵議員の質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

保護者の就労形態の変化やフルタイムで働くことを希望される方がふえており、同じ小学校区内の放課後児童クラブを利用される児童は、平日、長期休業期間ともに年々増加してあります。

しかし、人口増加している当市では、学校に余裕教室もないため、昨年度は利用を希望する児童の全てを受け入れることができませんでした。

そのため、今年度は、利用を希望する児童を全て受け入れることができるよう、タクシーによる送り届けを行い、同じ小学校区ではありませんが、利用を希望する児童を他校区のクラブで安心・安全にお預かりするように努めてきました。

しかし、同じ小学校区内での受け入れを希望する児童・保護者は多く、そういった要望に応えるべく、今年度は本田小が増設を進めており、間もなく完成の予定となります。穂積小においては、体育館での増設等も今後考えておるところでございます。現状では、同一校区の希望者の受け入れが最優先ということで行っておるところでございます。

民間の活力についてでございますが、利用希望者が年々増加傾向であり、実施場所や指導員の確保が難しくなってきたということはさきに述べたとおりでございます。

そのような中、第2期子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料として実施したアンケート調査の結果を見ますと、民間委託に賛同される保護者が「賛成」と「どちらでもよい」という方を合わせ64.2%という結果が出ております。理由は、保護者のニーズに対応してくれるということが最大でございました。

こういった状況を反映してか、放課後児童クラブの運営については、県内でも実績ある事業者から民間委託についての問い合わせもあったところでございます。よって、民間委託を含めて、モデル的なものも考えつつ検討をさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひします。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。

先般、6月の議会で、同僚の北倉議員が質問させていただいたときの内容とちょっと変わりがなかったかなというふうに思っておりますので、ぜひ民間のというか、NPO法人として、瑞穂市の子供たちの居場所を確保したいと、より上質な環境の中で、預かるだけではなく、子

供の成長も見守ってほしいという保護者のニーズがありますので、保護者のニーズを満たしてほしいというアンケートがあるということでしたので、ぜひそういった民間ないしNPOですね、地域のために頑張っていていただいている団体の皆様の力もかりながら、子供の居場所づくりについてまた考えていていただきたいというふうに思っております。

時間がなくなっておりますが、せっかくちょっと通告をさせていただいて、いろいろとお調べいただいたと思いますので、私は短くお話をさせていただきますので、御答弁いただければと思いますが、最後に健康経営について御質問をさせていただきます。

健康経営というものです、今、働き手不足の時代において、費用をかけてでもそこで働く人たちの心と体のケアをすることによって、生産性が上がり、意欲が増し、いい仕事ができると、そういった経営を目指していきましょうという経済産業省が進めている施策でございます。

こちらについては、瑞穂市におかれましては職員さんのストレスチェックだったり、メンタルヘルスというものを含む体調管理等はされているとは思いますが、現在、瑞穂市の職員の中でも休職をされている、休んでいらっしゃる職員の方も見えるということです。心が健康でなければ、なかなか働いていて市民の方にサービスをするということも難しいと考えております。

こちらの健康経営については、詳しくお話することはできませんが、瑞穂市のほうではどのように考えて進めていかれるか、申しわけありませんが、簡潔に御答弁お願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、馬淵議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

当市の場合、健康管理、メンタル面ということでストレスチェックをしておりますが、ストレスチェックの集計・分析については外部に委託しており、厚生労働省から示された評価基準に準拠して判定を行っているというところでございます。

あと、経済産業省による健康経営という考え方で、さらに健康経営宣言ということがありまして、これを宣言して、市職員の心と体の健康を積極的に獲得していくということについては、非常に有益だと考えます。

今現在では、さきの令和元年9月13日に開催されたぎふ健康経営フォーラムで、県内企業の経営者や労務担当者と一緒に健康経営の効率的な導入方法について理解を深めているところでございますので、以上で答弁とさせていただきます。済みません。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。

質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、1番 馬淵ひろし君の質問は終わりました。

続きまして、2番 松野貴志君の発言を許します。

松野君。

○2番（松野貴志君） 議席番2番の瑞清クラブの松野貴志です。

議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

また、お忙しい中、傍聴に多数お越しくださしましてまことにありがとうございます。感謝申し上げます。皆様の御期待に応えられるよう精いっぱい質問をさせていただきます。

世界に目を向けますと、連日テレビ等で報道されております日韓問題、その中で特に政治、経済、防衛だけでなく、いよいよ民間レベルにまで影響を及ぼし始めております。また、一向に終わる気配を見せない米中貿易戦争、ホルムズ海峡における日本タンカーの攻撃、イギリスのEU離脱問題、サウジアラビアの原油施設の攻撃、さまざまな問題を大きく掲げ、日本経済への影響も日増しに大きくなる中、10月はいよいよ消費増税ということで、現在はスマホ決済格差などの問題が起きております。さまざまな国内外の問題で、いつ政府の方針が変わるかもしれません。経済が不安定になれば、今までのような歳入が見込めなくなります。

瑞穂市は、全国1,740余りの自治体の一つです。森市長は5万5,000人弱の市民を幸せにしなければなりません。世界情勢にも目を向け、いろんな事態を想定し、市長の掲げられる安心・安全なまちづくりに期待を寄せ、我々議員も二元代表制がしっかり機能するように、残り任期半年を全力で務めていきたいと思っております。

さて、本日の私の演目は3つであります。1つ目は、受動喫煙防止法の施行を受けてと、2つ目は市民通報システム、3つ目、最後は、地元でございますが、野田新田地内の安全・安心についての以上3つであります。

これよりは、質問席より質問させていただきます。

1つ目でございますけれども、健康増進法の一部を改正する法律が成立いたしました。望まない受動喫煙をなくすため、取り組みがマナーからいよいよルールに変わっております。

改正のポイントは3つであり、1つは望まない受動喫煙をなくす、2つ目が受動喫煙による健康被害への影響が大きい子供、患者などに特に配慮する、そして3つ目が施設の種類に合った施策を実施するということでもあります。

既に7月から、学校、病院、児童福祉施設等、行政機関の庁舎等では、原則として敷地内が禁煙になっております。来年2020年4月1日からは全面禁煙となり、多数の人が利用する全ての施設が原則屋内禁煙となるわけです。

行政機関の施設については、当市は当然この法律を遵守しているはずですが、確認のためにお聞きいたします。改正法の施行を受けて市が行った取り組みがあればお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、松野貴志議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回の健康増進法の一部を改正する法律に基づき、当市の建物施設での取り組みについてお

答えをさせていただきます。

まず、今回の健康増進法の一部を改正する法律の新法第28条第5号の規定により、多数の者が利用する施設のうち、先ほど議員のほうから説明がありましたが、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する政令で定める施設並びに地方公共団体、本市もそうですが、の行政機関の庁舎を第1種施設とし、その第1種施設において、ことしの7月1日から敷地内禁煙となっております。

ただし、改正法における新法第28条の第13号においては、第1種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第1種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示、その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所として特定屋外喫煙場所が定められております。

この特定屋外喫煙場所とは、屋外の場所の一部に喫煙場所と非喫煙場所が区画され、施設の利用者が通常立ち入らない場所に喫煙場所であることをしっかり明記する必要があるとされているもので、瑞穂市役所の穂積庁舎では、屋上に区画線を引き、この場所が喫煙場所であることの掲示を行い、特定屋外喫煙場所と指定をさせていただいております。

また、第1・第2庁舎入り口の3カ所と庁舎南駐車場入り口の掲示板、さらにバス乗り場の壁面、合わせて5カ所に庁舎敷地内禁煙の表示をし、市民へお知らせを行っております。

同様に、巢南庁舎においても屋上に特定屋外喫煙場所を指定させていただいております。

また、総合センター、市民センター、巢南公民館については、改正法に基づき第1種施設とし、7月1日から喫煙室を閉鎖し、敷地内禁煙とさせていただいております。

そのほか、コミュニティセンターなど第1種施設については、従来より敷地内禁煙とさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） ちょっと声のトーンを下げちゃべりますね。済みません。ちょっと喉がやられますので。

大体必要な施策は全て講じられたということでよろしいですね。そういった御答弁だったかと思えます。

私は、平成28年の6月の議会のときに、受動喫煙防止と環境保持の観点からあえて穂積駅の北口、南口に指定喫煙所を整備してはどうかと提案をしております。それらは実際に整備をさせていただきました。交通機関などは来年4月から改正法が適用されますが、駅の喫煙所が合法であるかどうか若干心配しております。穂積駅にある指定喫煙所はこのままで問題ないのかど

うか、御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

穂積駅にあります指定喫煙所は、歩きながらのたばこの喫煙や吸い殻のポイ捨てなどを防止するため、安全面や環境保全の面でも必要な施設としまして、議員の御提案もあり、平成29年3月末に設置いたしまして、その4月より利用をいただいております。

受動喫煙対策につきましては、今も総務部長のほうからお話がありましたが、健康増進法の一部を改正する法律にうたわれまして、学校、福祉施設、行政機関などの公共施設に対しまして令和元年7月1日より敷地内禁煙となりました。その公共施設の敷地内の一部、屋外での受動喫煙を防止するための措置がとられた場所には、喫煙場所を設置することができるとされております。

今回、法律改正は、屋内の施設を規制の対象としているものでありまして、国のQアンドAにも示されておりますが、駅周辺の屋外の指定喫煙場所は対象ではございませんので、現状ではこのまま設置されていても問題はないようです。

しかし、今回の健康増進法の改正は、受動喫煙防止を図る観点からは望まない受動喫煙、つまりは受動喫煙にさらされることを望まない方がそのような状況に置かれないようにすることを基本としております。受動喫煙が生じないよう受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めていかなければならないというところから、穂積駅周辺にあります屋外の指定喫煙所につきましては、今後、関係機関や近隣自治体の状況を注視しながら、受動喫煙防止のための措置を検討していきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） 設置してから1年、今回の改正法を受けて、いきなり撤去ということにはならないということを知って安心はいたしました。次の質問、この喫煙所についてでございますけれども、事実、喫煙所が整備されたことによって、その効果は実際どのように捉えてみえるのか。完璧とは言えませんが、マナーの向上や環境改善にある程度効果があったのではないかと考えております。

また一方で、北側の喫煙所に対しましては、通勤・通学時に多くの方が利用している反面、煙が多く不快であるというような情報も寄せられております。

執行部におかれましては、効果、そしてマナーの向上や効果があったかどうか、そしてまた今後の改善策等がございましたら、市長のほうからも御答弁いただければ幸いです。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） この喫煙所につきまして、マナーの向上や環境改善にどの程度

効果があったのかというところでございますが、具体的な数値でお示しすることはできませんけれども、喫煙所は毎週2回定期的な清掃を行っており、喫煙所の清掃と吸い殻の回収を行っております。

灰皿は、駅南には2個、駅北には1個ありますが、回収したものを確認いたしますと、毎回レジ袋程度のもので1袋分の吸い殻が回収されておりますので、吸い殻がポイ捨てされず、マナーの向上や環境改善に一定の効果があったものと認識はしております。

しかし、今回の健康増進法の一部の改正を受け、受動喫煙防止の対策も含めながら、マナーの向上の啓発や環境改善のさらなる検討を行っていきたいと考えております。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） それでは、次の質問へ移ります。

駅に行きますと、実際ベンチで喫煙してポイ捨てをされている方もお見えになりますし、まだまだモラル的に問題があるかと感じております。

今回の改正は、原則屋内禁煙がポイントであり、屋内外の喫煙に関しては、屋外喫煙所施設の配慮が求められているだけであります。

先ほどの平成28年の質問においては、私は指定喫煙所の整備だけではなく、フリップを利用し、路上喫煙禁止エリアを設置してはどうかと提案をさせていただきました。隣の岐阜市においては、岐阜市まちを美しくする条例に基づき、岐阜駅から北口のメーンに路上喫煙禁止区域が定められており、違反者には罰金を科すなど、厳しい対応をしております。個人的にはすばらしい条例と思っております。

当市にも、瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例が制定されておりますが、これに基づけば、罰則規定はさておき、路上喫煙禁止区域を定めることに問題はないかと考えます。駅南の県道を市が勝手にエリアに指定することができるかどうかはわかりませんが、公共的な要素が強い駅の周辺や学校や病院周辺、また通学路等は、受動喫煙対策上、ぜひ路上喫煙禁止エリアにすべきと考えます。

国は、国民の健康増進のために本法律を制定いたしました。市は、この法律を遵守するのは当たり前ではありますが、国が打ち出したこのタイミングで独自の市民健康増進を打ち出すべきではないでしょうか。国の法改正と同時に路上喫煙禁止エリアの制定と考えますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） それでは、松野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

申し上げるまでもなく、今ほど議員からもお話がありました受動喫煙は自分の意思にかかわらず他人が吸うたばこの煙を吸わされてしまう、いわゆる望まない喫煙でございます。受動喫

煙の健康への影響ということにつきましても、国の資料にも随分書かれておりますし、たばこの煙には三大有害物質であるニコチン、タール、一酸化炭素のほかにも幾つかの発がん物質が含まれていると言われております。そして、その影響は肺がんとかだけでなく、ぜんそくなどの呼吸障害、心筋梗塞などにまで及ぶということもわかってき始めてございます。

このようなことから、特に健康面での憂慮というのは大変あるところでございまして、例えば5月31日から6月6日までの禁煙週間には私ども図書館での啓発の実施、また妊娠届け出時や乳幼児保健事業、肺がん検診等には重点的な周知活動をしてきております。また、これに加えて、今後、受動喫煙から身を守ることに關しての周知・啓発を幅広く行っていきたいと考えております。

こうした現状等を踏まえまして、議員御指摘の路上喫煙禁止エリアにつきましては、その必要性について十分考えておりますので、今後、県等関係機関、あるいは他市町の状況も研究しつつ、実施の可能性につきまして考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） 今後検討していただけるということでございますので、なるべく早くお願いしたいと思っております。

余談でございますけれども、今年度の牛牧小学校の運動会、案内のほうにこう書いてありました。学校周辺のたばこ、いわゆる喫煙は禁止ということで、自発的に禁止を促すような文面が入っておりました。いよいよ学校単位でも保護者のほうからもこういった声が上がっておりますので、できる限り早くお願いしたいと思っております。

それでは、この健康増進法の一部を改正する法律でございますけれども、厚労省からいろんな資料が出てきております。そこに国及び地方公共団体の責務という項目があるのですが、項目別に質問をさせていただきます。

1つ目が、受動喫煙による健康影響等について市民に周知・啓発を行うとありますが、パンフレット等の作成や配付は考えているのでしょうか。執行部の見解をよろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続きまして、お答えをさせていただきます。

国や地方公共団体の責務というところでございますが、御指摘のとおり、厚生労働省の資料によりますと、次の3点になるかと思っております。①番が周知・啓発、②番が喫煙専用室等の設置に係る予算、税制上の措置、③番が屋外における分煙施設。このうち特に①の周知・啓発が地方公共団体の重要な責務というふうになっております。

そこで、この周知・啓発については、広報「みずほ」の紙面や公式ホームページへの掲載は

もちろん、先ごろは岐阜県の担当課より啓発チラシの配付依頼がありましたので、各施設等々に配付したところでございます。

さらに、議員御指摘のとおり、今後は市民への周知・啓発を目的としてオリジナルなリーフレット等を作成し、健診や相談、教室の場だけでなく、幅広く啓発に努めてまいりたいと考えております。

[2 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2 番（松野貴志君） 2 つ目の質問をさせていただきます。

飲食店等における中小企業の事業主が受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室を整備する際、その費用について助成を行うとありますが、これは国の助成なのか、自治体の助成なのか、そしてまたその助成額や申請方法は決まっているのか、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 受動喫煙防止の対策を講じた場合の費用の助成についてでございますが、これは国の政策として厚生労働省の都道府県労働局より受動喫煙防止対策助成金の制度が開始をされております。

この助成金につきましては、中小企業事業主による受動喫煙防止のための施設整備に対しまして、助成金を交付することにより、事業所における受動喫煙防止対策を推進するところを目的としております。

申請は既に始まっているようでございまして、まず申請の先は各都道府県の労働局となっております。これについて喫煙室の設置などに係る経費のうち、工事費や設備費、備品費、機械装置費などの2分の1、飲食店の場合は3分の2だそうですが、で上限100万円の助成金となっております。以上でございます。

[2 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2 番（松野貴志君） これについてもなかなか御存じのない中小企業の事業主がお見えになるかと思っておりますので、できる限りお伝えのほうを、商工会等を通じても結構ですので、やっていただきたいと思っております。

3 つ目に、最後になりますが、屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行うとあります。これは、自治体の財政負担に対し、国の財政支援が得られるということかと思っておりますが、具体的な財政措置が決まっているのかお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、御質問の自治体が行う屋外の分煙整備に対し、地方財政

措置を行うということですが、自治体が行う屋外の分煙施設に対する地方財政措置については、特別交付税に関する省令で、屋外分煙施設の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして、総務大臣が調査した額、または500万円のいずれか少ない額の2分の1が算定額と規定されております。

先ほど冒頭に私ども答弁させていただきました、この庁舎における第1種施設に設置される、自治体が設置する特定屋外喫煙場所は、この屋外分煙施設とは違いますので、該当にはならないということでございます。

また、この自治体が行う屋外の分煙施設の設置においては、特別交付税に関する省令の規定を適用させるためには、厚生労働省の技術的留意事項である人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出さないようにすることの条件を満たした施設であることが必要となりますので、設置する場合は、この技術的留意事項の条件を満たした施設とすることが必要ということでございます。このことが、今回の防止法における自治体が行う屋外の分煙施設に対する地方財政措置ということですので、御理解をお願いします。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） いろんな角度から御質問させていただきましたが、大体国の方針に沿って市のほうがとり行っているということを知り、安心はいたしました。

ただ、市民の健康増進のために、打てる手は全て打っていただきたいということをお願いしまして、次の質問に移ります。

2つ目、市民通報システムについて御質問をします。

これは、あす、今木議員も質問されるという予定でございますので、私は非常に薄目に確認程度にしておきます。深い質問はあすしっかりとやっていただければいいかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、私なりに質問させていただきます。

市民通報システム、要は公共施設の異常をスマートフォンを利用して市民からいち早く通報してもらおうというシステムであります。具体的に言えば、道路、側溝、水路などの破損ですね、あと街路灯の故障、ごみの不法投棄や野外焼却、公園等の遊具の破損や街路樹の倒壊など、市民が見つけた場合、それをスマホで写真を撮ってもらい、GPSによる位置情報を利用して市に通報してもらおうシステムであります。

公共施設に異常があった場合、それを放置し、それが原因で事故が起これば、行政としては管理責任を問われるわけでありますから、市民から事前に通報いただければ瑕疵を減らすことにもなると思います。また、市民としては安全なまちで暮らすことにつながります。このシステムがうまく機能すれば、市民にとっても、行政にとってもお互いに多くの利益を生み出すも

のと考えます。

そこで現状について確認をいたします。現在、こういった公共施設の異常は、市民の電話や来庁による通報、各自治会長の要望や市のパトロール等で確認しているものと思われませんが、具体的な確認方法を教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 側溝や水路の破損、それから道路上の舗装のくぼみなど、多くの市民からの通報が電話、メール、それから窓口ですね、あります。

その際の対応としては、職員が随時現地確認を行うとともに、軽微なものについては、その場で即座に応急対応を行っております。例えば道路の舗装のくぼみであれば、常温合材による応急復旧、カーブミラーの向きであれば、その場で角度調整を行うなどをしています。

しかし、破損規模が大きいもの、また車両等の通行上、早急な安全対策や仮復旧が必要なものについては、その都度、土木業者に連絡、依頼し、対応を行っております。

そういった意味では、今回の議員の質問の趣旨からしますと、非常にアナログ的な対応をしているところがございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） 非常にアナログ的な対応をしているということがございますけれども、現在、市のほうでパトロールしていただいたり、市民の通報、電話等で対応しているということとあります。

それでは、次の質問に移ります。

今まで公共施設の異常で数多くの事故があり、市の瑕疵による賠償金も発生していると思います。システムを導入するか否かは、費用対効果がどの程度見込めるかになると思います。以前はシステム整備に多額の費用が必要でありましたが、近年はスマホアプリを利用することで安価にシステムが利用できるようになりました。それを考えると、このシステム導入に何の問題もないかと思われませんが、執行部の見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 平成29年の9月議会でも御質問をいただいております。このときは、千葉市が実証実験を行って、導入しております。いわゆるちばレポという、今のスマートフォンでもって通報し、その位置が位置情報へ伝わる。さらには、千葉市の場合は、どう対応したかも通報者のほうですね、通報すると、連絡するというようなシステムでございました。

先ほど、私ども、アナログ的な対応をしているというような状況でしたが、瑞穂市は行政面積が28.19平方キロメートルと比較的コンパクトなまちであり、市民からの電話等による通報があれば、職員が現地へ行き、現状確認することに要する時間も比較的短時間で済む状況にあ

ります。しかし、議員が御紹介いただいたように、近年では、スマートフォンやパソコンでの通報ができる市民通報システムを導入している自治体も多くあります。そういった意味で、開発費も比較的安価にあるということも聞いております。

ただ、安価なものを少し調べてみますと、オープンデータシステムであって、インターネット上で誰もが見られるというようなシステムを聞いておるところでございます。また、システム開発後も多くの市民の方に使用方法等を幅広く知っていただくとともに、使っていただくこと、また誰にも操作が容易で使いやすいものであることも必要であると考えていますので、今後は、費用だけでなく、このようなことも考え、導入に向けての研究をさせていただきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） 今後検討していくというような御答弁かと思いますが、できる限りこういったシステムの利用は早く導入し、市の賠償金等が減っていくということをしっかりと協議してもらいたいと思います。

8番目の質問は、導入を前提の質問となっていきますが、実際、今、鹿野部長のほうからもありましたとおり、導入後の問題等もあろうかと思えます。いかに早く多くの市民にお知らせをし、取り組みができるかということも一つの問題かと思えます。

スマホアプリは、市民に専用のアプリに登録をお願いしていただくことになるということが基本であります。一般的な見解ですが、こういった公共物の異常に興味を示されるのは、若干ですが高齢者のほうが多いと思われれます。しかし、スマホ操作に自信のない方が多いのも現状であります。逆に、若者世代は、アプリ登録は容易でも、公共施設の異常に興味を抱かない場合も時々ではありますが、通報までどうかということも考えるところでもあります。システムを導入した際、高齢者にはアプリの登録のフォロー、若者にはシステムの取り組みの啓発が必要かと思われれます。

仮にでございますが、システムが導入された場合、有効に活用する取り組みとして何が必要か、執行部の見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、やはりそのシステムを使いやすいことが第一かと思えます。現在あります市民メールですね、これにつきましても一方的な送り方をしているような状況ですので、これらを逆に通信がお互いにできるというようなこともできれば、そういうのも研究をしていきたいと思えますし、先ほど来、汎用の安価なシステムはどうしてもセキュリティー上の問題がちょっと弱いかなというところは考えておりますので、それらによって逆にオープン情報が悪用されるケースも懸念しておりますので、

そういった問題点も含めまして検討してまいりたいと思います。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） こういったシステムは1年もしくは半年単位でどんどんと更新されている状況だと思います。将来的にもより安価な、そしてより利用しやすいアプリがどんどん出てくるかと私自身も思っているところでありますので、できる限り、市民協働という観点からも、こういったシステムの導入をお願いしまして、次の質問に移ります。

3番目でございますが、野田新田地区における安心・安全について御質問をさせていただきます。

通学路について、通学路の安全性確保は早急に取り組むべき課題であると思います。とはいえ、歩道を通学する園児等の列に車が突っ込んでいく時代でありますので、幾ら盤石に整備したつもりでも、事故を防げるかといえ、100%ではないというわけであります。しかし、行政としては、大事な子供の命を守るため、最大限の努力をしなければなりません。

野田新田地区の安心・安全で通告をしておりますが、瑞穂市全域における通学路の安全性確保の取り組みについてお聞きしたいと思います。

また、新堀川の南のほうの橋ですね、手すりといいますか、欄干がない橋があると。これは極めて危険かと思えます。このような橋の安全性の確保について、市の見解をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 通学路の安全対策としましては、横断歩道の待機場における防護柵の設置や用水路への転落防止柵の設置、危険交差点部のカラー舗装化、外側線や中央線など区画線の引き直しなど、登下校時の児童の安全性を一層向上できるように、整備を進めていきたいと考えております。

また、毎年、瑞穂市通学路安全推進会議におきまして、警察機関や国、県、市の道路部局、交通安全担当部局、教育部局及び各小・中学校が参加した、その中で小・中学校の先生とPTAさんが通学路を点検した結果、改善が必要と考えられる危険箇所につきまして、対応策の協議を行い、改善、整備を進めさせていただいております。

先ほど議員が質問されました新堀川の欄干と言われましたけど、河川を横断する橋の欄干は既に全部ついておると。今おっしゃられますのは、新堀川沿いに防護柵がないところがあるという意味合いだと思います。上流側はほとんど施工してございますが、南側、野白、祖父江のほうへ行きますと、川沿いの天端道路ですね、防護柵がございません。ここは、当然のことながら河川法の一定の制約がある中で設置しております。

ただ、設置している順番としましては、やはりそこに住宅が建ち出し、やはり転落の防止が

あるというところから順次つけているところがございますので、全てがついていないというのは、段階的に設置しているというような状況で御理解いただきたいと思います。

[2 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） 今回の補正のほうにも転落防止柵が上がっておりました。素早い対応を市長に行ってもらっているということで、次の質問に移ります。

新堀川の改修について、これにつきましては何度も何度も質問をさせてもらっております。これも地区の安全性の確保のためでありますので、御理解をよろしく願いいたします。もちろん県も市も水害は重要な課題と捉えていただいているのはわかります。五六川から東西に走る新堀川480メートルの部分について、河川改修が行われます。水害の被害に対する緊急性を考えてのことかと思えます。

この改修工事は、約340メートルが河道掘削を伴う護岸工事であり、河川の流水断面が大きくなることから、洪水被害がかなり軽減されるのではないかと期待されております。ただ、施工予定期間が平成30年から10カ年ということ聞いております。近年の局地的豪雨などを勘案すれば、少しでも早い完成が望まれるところであります。10カ年でございますので、単純計算でいえば480メートルを10年で施工する、年間わずか48メートルということになります。事業費は3億7,500万円ほどありますが、何とか半分の5年で改修ができないかと思うところがあります。

実は、昨年でございますけれども、地元説明会が開催されました。県の土木課の職員の方がこの改修工事の説明をしておりましたところ、私は当時参加しておりました、10カ年の計画であるが、できる限り迅速に3カ年でやりたいということをはっきりとおっしゃっておりました。当時、市の職員も幾人かお見えになったかと思えます。それらも踏まえまして、この改修工事、早期完成に向けた取り組みが何とかできないのか、執行部の見解をよろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 新堀川の改修工事につきましては、議員が毎回御質問いただいております。

先ほどおっしゃられたように、今年度から実際に工事が入ってきます。それに先立って、危機管理型の水位計も瑞穂市では一番最初についたところがございます。

工事につきましては、渇水期に入りましてから工事着手するというふうでお聞きしております。先ほど来、昨年12月20日の工事説明会ですね、岐阜県岐阜土木事務所、それから瑞穂市の担当職員も参っております。私は参加しておりませんが、議員が3年というような言葉をお聞きしたということも、私どもの後の議事録の中にもしっかり残っておりますので、そういった意味で、10年と言わずに、最近の災害というのは本当に激甚化しておるといところは議員

と同意見でございますので、引き続き重点的な予算措置がとられるように、市長を初め、地元選出の県会議員、また市会議員の皆様方にも御協力いただいて、早期完成に向け強くまた要望していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） 大変心強いお言葉というか、都市整備のほうでもしっかりと聞いていたということで、私のそら耳ではなかったなということで、この先は市長、そして県議会議員にしっかりとお願いを申し上げまして、県土木の方がおっしゃったとおり3年でできれば完結したいということをお願い申し上げまして、次の質問に移らせてもらいます。

最後になりますが、国土強靱化3カ年計画、2020年度以降の取り組みについての御質問をさせていただきます。

近年の豪雨や台風、また地震等の災害により、重要インフラの機能に支障を来すなど、我が国の経済や人々の生活に多大な影響が発生しております。これを受け、政府は防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策を閣議で決定し、緊急に実施すべきインフラ機能のハード・ソフト対策を2018年から2020年の3年間で集中的に実施をするのが国土強靱化3カ年計画ということであります。

3カ年の緊急対策の事業規模は、おおむね7兆円ということであります。これを有効利用すべきなのが地方公共団体ではないかということで、そういった質問をしたかったわけでございますけれども、きのうの段階で、庄田議員のほうからの質問の答弁で計画をしっかりと練っているというようなお返事がありましたので、重複するかもしれませんが、再度お答えをお願いしたいと思います。

私のほうとしては、これをもし市がやらないのであれば、ちょっと職務怠慢ではないかというふうに思っておりましたが、やるということでございますので、若干安心しているところではあります。ただ、この国土強靱化計画は大変多くのメニューがあり、当市においてもまだまだ取り組むべき課題が多くあると思います。

そこでお尋ねをいたします。来年度、すなわち2020年度以降の国土強靱化地域計画について、取り組むべき課題は何か、市の見解をお聞きしたいというところでございますが、きのうは企画部長の御答弁でございました。これにつきましては、市長から最後に御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 国では、近年激甚化している災害により被害が頻発している状況の中で、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として集中的に取り組んでいるもので、災害時に国民等の安全確保、経済・生活を支えるインフラの機能強化を第一優先としてソフト・ハードの両面から取り組み、事業を2018年からの3年間で遂行することを目標として

おり、順次この計画に基づいて事業が進められているところでございます。

国土交通省が示します対応策の中で、市においては洪水ハザードマップの作成、アンダーパスの冠水注意喚起看板の設置や排水ポンプの修繕、普通河川内の流水を阻害する樹木等の撤去を行い、またこの10月からは危険ブロック塀の撤去に係る費用の一部助成を行い、危険ブロック塀撤去により安全確保を推進してまいりたいと考えております。

令和2年度の国土交通省の概算要求の中身を少し見てみますと、当然のことながら東日本大震災を初めとした被災地の復興・復旧・創生というところが第一目標に掲げられ、その後この3カ年の緊急対策後も見据えて、こうした取り組みを加速化・深化することを図ることが重要だというのが方針に示されております。

こういった意味で、国土強靱化地域計画、これは今、岐阜市、羽島市、海津市ですね、3市しかつくっておりませんが、こういった地域計画のもとに国土強靱化、瑞穂市もさらに進めていくことが重要だというふうに考えております。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 松野貴志議員の御質問にお答えをいたします。

国土強靱化の3カ年計画というのが来年度で終了するというので、それ以降は国土強靱化地域計画に基づいて実施する取り組み、または明記された事業に重点的な配分や優先的に採択されるということで、要件化・重点化・見える化をされていくということを伺っております。

昨日の庄田議員の御質問でも企画部長のほうからお答えをさせていただいておりますが、国土強靱化地域計画を策定し、防災の備えを充実し、講じていきたいということですが、もちろんこれには市民の方々の御意見も取り入れながら、この計画を策定していきますが、この国土強靱化計画、先ほど都市整備部長が言いましたが、他市の状況、計画の内容を見てみますと、結構なボリュームがございます。早期に着手をしなければならないと考えております。

今後、その計画に盛り込んでいくということですが、私の政策にもございます犀川遊水地穂南地区へかかる歩道橋の新設や天王川の防災拠点に隣接するような道の駅の防災拠点、そして河川の改修や樹木の伐採などもこの計画の中に取り入れることを進めてまいり、漏れのないようにこの計画の中に取り入れて進めていきたいと考えております。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） いろんなプランを盛り込んでいかれるということでもあります。

もう一度、実はお願いしたいんですが、歩道橋ですね、もう少し具体的にお聞かせ願えればと思ひまして、済みません、お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） この歩道橋というのは、今計画をしておりますといたしますか、私が政策

の中に掲げてある犀川の穂南地区へかかる橋のことで、通常、小学生の学生さんが通学するときの橋というふうに思われがちですが、本来、穂南地区というのは瑞穂市で一番高台にあって安全・安心な場所であるために、牛牧地区の方々が避難するのにも使える橋ということで、今回、この国土強靱化の地域計画の中に取り入れることができれば進めていきたいということを考えております。

[2 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2 番（松野貴志君） 目からうろこということ、穂南地区の歩道橋、これはもう本当に十数年前からでしょうか、話が上がっては消えていった話だと思いますが、これを盛り込んでいただけると、可能であれば設置したいという御答弁をいただきました。これで胸を張って質問を終わることができます。

本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、2 番の松野貴志君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。4 時から再開をいたします。

休憩 午後 3 時 47 分

再開 午後 4 時 00 分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。本日の会議は議事の都合によりまして延長します。

鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居君。

○5 番（鳥居佳史君） 議席番号 5 番、みずほ令和の会、鳥居佳史です。

今回の私の一般質問、3 つありますけれども、最初に公共下水道事業について質問をします。公共下水道は、市長の公約の中に私も賛成する公約がたくさんありました。ただ、下水道については意見が異なっておりまして、この下水道について、今回の議会で市長は進めると、時期もある程度明確にされました。その根拠、執行部に指示をした 5 つの項目を、出てきたものを踏まえてやると決断されております。

私は、その中で財政計画のあるデータが非常に間違っているデータのもとに、この財政計画がつくり上げられていると思っています。その結果を市長は正しいと判断して、今回の結論に至ったのだと思いますけれども、私はそのどこがおかしいかというのを、今回少し細かいですが、明確にさせていただきながら、もう一度市長に財政計画をきちっと見直していただきたいという思いで下水道については質問させていただきます。詳細は質問席にてさせていただきます。

下水道事業というのは、都市の基幹設備であると私も認識しております。決して下水道事業

を頭から反対するものではありません。戦後、多くの自治体が下水道事業を始め、人口の増加、産業の成長とともにこれが整備されてきております。それを瑞穂市はできていなかったというところで、今こういう事態に問題として発生しているわけですが、岐阜県内で比較的事業を早くした市をちょっと紹介します。

岐阜市と大垣市、岐阜市は昭和13年から始めていまして、大垣市は昭和37年、そして経費回収率といいまして、使用料収入から年間下水道を維持するための費用を換算すると、下水道利用者は多いですから、岐阜市の場合は202%、大垣市は250%の経費回収率になっています。つまり、ほとんどの世帯の人がもう接続しているわけです。早くから始めているところはね。それは合併浄化槽も余らないときですから、接続者が多いと。

ところが、遅く開始した岐阜県内の市、山県市、羽島市を紹介します。山県市は平成24年に始めています。回収率は90%。羽島市は、平成16年に開始して94%。先ほどの岐阜市と、200に対して100行っていない。それはなぜかということ、接続者が少ないわけです。利用者が少ないから。今のデータは平成28年のデータですが、山県市も羽島市も10年から8年ぐらいたっておるわけです。供用開始してからですね。にもかかわらず、経費回収率というのは100行っていない、接続者が少ないと。

そして参考までに言いますと、岐阜市、大垣市、それだけほとんどの世帯が接続している市で、借り入れをした市債で、それは借金を返済しますね。その返済する資金を利用者の収入で賄われているかということ、実は賄われていないんです。岐阜市は95.6%、大垣市は84%、つまり、一般会計からまだ返済に回さざるを得ないという状況が出ています。私はなぜこれと言ったかということ、瑞穂市の今回の財政計画で、一番の問題は接続者数が余りにも大きく見積もられているということを皆さんに知っていただきたいと思います。

では、そのために資料を配付させていただきたいと思います。ちょっと議長、時間を休憩させていただきますか。

○議長（藤橋礼治君） それでは、しばらく休憩をとります。

〔資料配付〕

休憩 午後4時07分

再開 午後4時08分

○議長（藤橋礼治君） それでは、引き続き再開します。どうぞ。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○5番（鳥居佳史君） この資料は、後ほど説明をさせていただきますけれども、まず質問通告させていただきました最初の見直した財政計画で一般会計からの繰越金は、供用開始から5年、10年、15年、20年、25年、30年目で幾らになっているか。また、ピークは何年後で幾らか。こ

れについては、今回の一般質問で既に同僚議員の下水関係の質問で、私が知りたいピークのことが出ていますので、これは私のほうから、一応回答は同じになると思いますので、改めてこういうことですかということで確認をさせていただきます。

33年目に、4億1,000万の一般会計からの繰入金が発生されるけれども、積立金が約22億あるので、それを利用することによって、最大でも2億3,000万の一般会計からの繰り入れになるという答弁ということで、一応、水道部長よろしいでしょうか。最初の質問、ピークの話。

いや、それで、もう同僚議員が質問して答えているので、私はもう同じ質問はしないので、33年目に4億1,000万になるけれども、積立金が22億あるので、最大でそれを利用することによって2億3,000万になるよということですよ。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今おっしゃられた金額に関しましては、きのうも説明したとおりで間違いありません。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） そして、次の質問で、建設工事費のうち処理場と開削に係る管渠と推進による管渠、それぞれの規模と工事費はどれほどか。見直しによる変更は何かということで質問させていただいておりますけれども、これも既に同僚議員の質問の中で、建築工事費をそれぞれ見直してアップしているということで答弁をいただいておりますので、結果だけ、部長お話ししていただけますか、管渠とプラントの。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、結果だけということで御説明させていただきます。

施設計画につきましては、下水処理場は日最大汚水量が1万9,600立方メートルの規模で、土木建築、機械電気工事全て行った場合、61億9,400万円となります。管渠工事費は304億4,800万円で、管渠工事の開削工法と推進工法については、基本設計または実施設計を行わないと決定しませんが、財政シミュレーションにおきましては、管渠延長約277キロのうち開削工法が約255キロ、およそ217億8,400万、推進工法が約22キロ、およそ86億6,400万円と仮定しております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 大事なところは、総額で370億という工事費になるということで、これが平成28年の財政計画よりも今回見直しによって増額されて、結果370億という建設費に相当するわけです。

次の質問です。これをきちっと確認していきたいと思います。

下水道への接続率及び接続世帯数は、5年、10年、15年、20年、25年、30年の内容はどうか。これ全部言っていたかなくてもいいので、10年、20年、30年の数字を教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 接続率につきましては、財政シミュレーションにおいて推計した数値であります。基本的に人口ベースとして算定しておりますので、接続率ではなく、人口をもとに算定する水洗化率や水洗化人口について答弁させていただきます。

見直し後のシミュレーションの水洗化率は、本市の西処理区と別府処理区の平均値を用いました。それにより算定しますと、ちょっと5年目も追加で言わせていただきますが、供用開始5年目で水洗化率が47.5%、水洗化人口5,717人。10年目が56.9%、1万1,315人。20年目が66.3%、2万3,002人。30年目が71.8%、3万2,210人としております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 30年目に71.8%、接続人口は幾つ。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 人口は3万2,210人です。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） では、今皆さんのお手元に配付させていただきましたグラフを見ていただきたいと思います。

このグラフは、平成28年の財政計画をつくったときのグラフです。ですから、見直した現在のグラフとは異なります。ただ、基本的に今回の財政計画をつくる時の考え方が、そんなに大きくは変わっていないというふうに思います。大きく違っているということであれば、また答弁いただきたいと思いますが、これを見ていただきたいと思うんですけれども、丸ぼちの一番上、水洗化率がどんどん上がっていますね。下で平成50というところを見ていただくと、66.7とか、この辺の数字が、今回の見直しでは西区とコミプラの平均で出されたということなんですけれども、この接続率が今瑞穂市で、全世帯の47%が既に合併浄化槽をつけているという、きょう答弁がありましたね。つまり、5割近くの世帯で、既に合併浄化槽が施工されています。この人たちが、下水道が引かれたときに、わかりました、下水道につながますというふうにはならないんです。現実になっていない。そのことをまず踏まえていただきたい。

多分5割、もう既に合併浄化槽を引いている御家庭は、その世帯主とか、建物がなくなるまでは、多分今の合併浄化槽はそう簡単には壊れないので、使い続けられると思います。なぜか。下水道に接続するには負担金というものが発生します。大体1世帯当たりまず15万円。また後

ほど部長にはお聞きしたいんですけども、実は負担金というのは、市街化区域におる人と市街化区域以外に住んでいる人とで負担金が違うんですね。市街化区域外の人で下水道が来ている人の負担金は15万円ですけども、これは後ほど部長にお答え願いたい、市街化区域内の人の負担金、1世帯幾ら、そういう負担金が発生する。かつ、自分の家の配管を、今、合併浄化槽に配管を接続しているものをつなぎ直して、別ルートで道路にある下水道まで引き直さないといけない工事が発生します。これは何十万円というお金が発生します。そういう費用を負担してまで、今使っている合併浄化槽を廃止してつなぐかというところで、多くの世帯の方は、自分の今の合併浄化槽を使い続けようという状況が発生しているわけです。

それで、この表でもう一つ大きく私は問題点を指摘したいと思います。

棒グラフで、非常にわかりにくくて申しわけないんですけども、棒グラフの上に、一番右、切れていますけれども、80%の左のところに4万6,000という数字が書いてあります。この4万6,000人というのは、今回の下水道を引く対象エリアの人口です。今回は、穂南地区とか加えましたので、この人口はもっとふえますけれども、このように4万6,000となっています。消えていますけど、平成100年。平成100年まで人口はこのようにずうっとふえ続けていくという仮定、これは今総務省及び人口減少時代になった日本であり得ない予想ですね。このことを後ほどちょっと説明させていただきます。

そして、この整備人口に対して、水洗化人口がその下の濃い棒グラフ、70%の左になっていますね、平成100年には。多くの人々が接続するということで、ここにその水洗化人口が書いてあります。果たして、このように水洗化、いわゆる下水道につながる人がふえ続けるかという。先ほども言ったように、人口は減ります。ちなみに、私はある試算をしました。内閣府は、2060年（平成72年）、人口は8,674万人まで日本の総人口は減るのではないかと想定しています。2019年1月時点での日本の総人口は1億2,632万人、減少率68.7%です。平成72年において、日本全国、平均すると68.7%まで減っている。激減ですよ。瑞穂市だけは、いや、ふえ続けるんだということはありません。この整備人口、直近のこの公共下水道の財政計画による整備というか、この瑞穂市処理区の計画処理人口が、実はデータではいただけていないので、わからないんですけども、もしそれが今データとしてわかるのであれば教えていただけますか。部長、わかりますか。わからなければいいです。

今の減少率68.7%という日本の減少社会において、私はこの瑞穂市の処理計画人口、産業建設委員会で出された資料によりますと、計画人口が5万1,056人となっています。多分この計画処理人口は、平成28年は4万6,700人ですから、かなりふえています。それは穂南地区等も入れているからですけども、人口増加も、瑞穂市はまた少し増加しているからということを含めての計画処理人口だと思いますが、5万1,056人。では、この5万1,056人に対して、先ほどの減少率0.687を掛けると、実際に瑞穂市は平成72年に何人になるかということ、3万5,000人

ぐらいです。

この水洗化人口3万5,000人の対象エリアの人口に対して、一体どれだけの人が接続してくれるか。先ほどの言った理由で、私は50%という数字を想定してみますと、接続してくれる人は1万7,537人ぐらいという数字が出てきます。先ほどの表で平成72年、この表は直近の財政計画をつくったデータとは異なるということは重々承知していますがけれども、基本的な考え方は変わっていないというところで、これを見ますと、平成72年が約4万4,600のちょっと下ですから、4万人弱の数字になっています。

市の財政計画で下水道につながる人は4万人弱、それに対して、私のざっくりとした試算ですと1万7,000人ぐらいではないかと。これは、非常に大きな差があるわけです。これだけ接続してくれる世帯が多いという前提での今の財政計画なんです。接続してくれる人が多ければ、加入者負担金15万円という方が、支払いされるので、当然借金の返済とかに回せるわけですね。水洗利用者も多いので、水洗使用料もたくさん収入がある。その結果、きょう皆さんにはお渡ししていないんですけれども、瑞穂市の財政計画では、一般会計からの繰入金は何十年か先に繰入金ゼロになって、逆に黒字経営になると。黒字経営になって、それこそ一般財源に繰り戻しということも、それぐらいの実は財政計画なんです。

実際に、今の日本の国内で公共下水道をやっている、黒字事業である自治体は数少ないです。黒字というのは修繕も含めていわゆる黒字ですね。修繕、更新費用も含めて、借金も返済して、黒字経営できている自治体は少ないと思います。これできているところは、古くから公共下水道をして多くの人が接続している、そういう自治体は可能だと思います。

ところが、瑞穂市で、今言ったような状況の中で、この財政計画が現実合っていない計画であるという実態を今私は説明させていただきましたけれども、まず部長、何か意見ありますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 鳥居議員言われるように、人口が減るということは我々も考えております。

まず、今回人口を推計しました方法としましては、まず社人研ですね。国立社会保障・人口問題研究所の最新の推計値を使わせていただいております。これによりますと、大体令和12年で人口は減っていくという形にはなっております。その人口の推計を、我々は、これはいわゆる国調の人口をもとに推計されておりますので、その人口を瑞穂市としましては住民基本台帳の人口に置きかえまして、社人研の人口よりも下方向で見せております。それを含んだ上で、別府の水洗化率と西処理区の水洗化率の平均をとった、またその下方向という形で見せていただいておりますので、前回よりも、推計人口としましては低い人口となっております。

それをもとに計算していきまして、今回の水洗化率とかを出しておりますが、先ほど5年目

で水洗化率が47.5%というところでお話しさせていただきましたけれども、この推計が妥当であるかということにつきましてはちょっと検討をしまして、供用開始5年目で47.5%というところで申し上げますと、これは管渠整備計画をもとに、整備済み区域人口が1万2,036人となる、そのうち5,715人が水洗化されているというところで計算されておりますけれども、現実的な内訳としまして、本田団地の人口が1,300人、このころにはコミュニティ・プラントを公共下水道に接続しているということも見込んでいることから、別府処理区の接続の見込み人口は2,300人として見ています。また、この2地区以外で、1期工事と次の工事の整備済み区域というところの人口を約7,100人として想定しますと、別府処理区の供用開始5年目の実際的水洗化率の33.1%を乗じまして、2,350人となります。その水洗化人口の割合は、合計しますと5,950人となりまして、先ほど申し上げました5,717人よりも多くなります。よって、水洗化率は、推計は47.5%と見ていますけれども、今の目下の計算をしてみますと、49.4%となり、今回の推計はある程度妥当なものだというふうには捉えております。

そして、合併浄化槽の方がつながないだろうというところを懸念されるころは僕らもわかります。ただ、合併浄化槽ですと、雑排水とし尿の排水が一つにまとまってございますので、そういった方は、宅内の工事費としましては安価な工事費ではできると思っておりますし、そういった合併浄化槽しかやっておられない地域は、事前に調査したりして、その地域は先ではなくて、ちょっと後に持っていく、後に施行工事をさせてもらうとか、そういったところを、こちらの執行部側がその辺をちゃんと考えて、接続率を上げるような方法を我々が考えていかなければならないとは思っております。そういうところを努力しまして、こういった水洗化率とか、推計に沿うように努力していきたいとは思っております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 個々のディテールというか、詳細な対応、そういうことはわかるんですけども、皆さんにお配りしたこの表で、では今回の財政計画の見直しで、この表は一体どういう表になっているかというのを、これは見せてもらえますか、今後。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今後は、今ちょっとしっかり精査し直しておりますので、それはでき次第ホームページとかに張りつけますし、皆様にも御提示したいと思っております。

ただ、僕が見た記憶によりますと、まず今この議員が御提示されました資料でいきますと、最終的には97%ぐらいの水洗化率になっておりますけれども、ここまでは上がっていない状況になっております。そういった状況で、以前よりは下方向な水洗化率でシミュレーションはしておりますけれども、今のような財政計画ができ上がっているということで御理解いただきたいと思っております。

[5 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5 番（鳥居佳史君） 水洗化率もなかなかそんなに高くないということと、もう一つ接続人口です。水洗化人口、それがこのグラフに対してどのような形になっているか。山から、あるところから右下がりになっていくかどうかなどというのは、部長は見たことがありますか。

これは、右肩上がりにずうっとふえているじゃないですか、水洗化人口。私はこれ、黒い棒グラフ、右肩上がりでずうっとふえていますよね、これはあり得ないと私は言っているわけです。どこかの山から、山にして必ず右肩下がりに下がると思う。先ほど言った日本の人口を想定すると、こういうふうには右肩上がりで行くということはありませんということをおっしゃっているんですけれども、今回の財政見直しでは、その辺は部長、このグラフはもうできているの。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） このグラフは、先ほども申しましたが、できております。ただ、これほど急勾配な上がりではございませんけれども、多少は上がっております。

ただ、これに関しましては、主な諸元としては、あくまでも現時点での想定できる範囲でのシミュレーションです。いろんな補助金の制度や最新の指針、要領、建設費の実績などから想定した、あくまでも現時点の想定でございますので、その想定をした中で今回のシミュレーションをつくらせていただいておりますので、そこだけ御理解いただければと思っております。

[5 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5 番（鳥居佳史君） シミュレーションは想定なんです。おっしゃるとおり想定なんですけれども、いかに現実に将来こうなるだろうという予想を現実に近い状態で想定しなければ、全くの絵に描いた餅でもって、こうなりますでしょう、なるでしょうということで市長が財政は大丈夫だという判断をしてやって、将来、子供、孫の世代がこんなはずじゃなかったということに必ずなると私は思います。だから、そこをもう一度、今微増しているという、微増もあり得ないと思います。水洗につなぐ人口が、平成100年に向かって微増し続けるこの仮定自体はあり得ないと思いますので、これはもう一度市長、精査していただいて、一般会計からの繰入金当初の答弁のようにならして、2億3,000万で本当に済むのかと。接続する人数が今の計画よりもぐっと減るよというところを、減らないというのであれば、その根拠を私は市長に今後求めたいと思います。

この下水道事業に伴って、雨水事業も実は並行して行われます。これは市民の方はなかなかわかりにくいと思いますが、国としては、生活排水・汚水を浄化槽で公共下水道で流す。本当ならば、雨水も一緒にまぜて処理するというのが、一つの合流式というのが一般的にあるんです。けれども、多くの自治体は、雨水は別、生活排水と汚水をプラントで処理するとい

う分類式でやっています。ですから、今回の下水道事業をやると同時に、雨水の排水工事を計画しています。その雨水の排水工事は、総額幾らになって、大体市の持ち出しは幾らになるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 議員がおっしゃられるように、今回の下水道の汚水処理施設に合わせて、雨水工事というところも下水道事業としましては入ってくるわけなんですけれども、今回の全体計画の見直しに合わせて、雨水の施設の工事費も見直しております。

こちらは、前回お話しさせてもらったときは、ポンプ場も含めた金額をお示ししましたが、ポンプ場の整備は相当期間見込まれないことから、雨水排水渠のみの工事費についてお答えさせていただきます。

見直し後の雨水幹線排水渠の改修費は、建設価格の変動にもよりまして約100億6,100万円となりました。見直し前は、ポンプ場を抜いていますので、約88億5,900万円でありましたので、約12億円の増となっております。

なお、制度上、公共下水道の雨水事業は、汚水事業に合わせて行うか、汚水事業が完了している区域に対して補助事業で行うことができるのですが、全てが国庫補助対象になりまして、補助率は2分の1で、国庫補助金は50億3,050万円、残りの2分の1の額全てを起債いたしますので、起債額に対して交付税で措置される額を除きますと、市の実質負担額は約29億円と想定されます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） ありがとうございます。

雨水事業は、私は瑞穂市のこういう水害の地であるので、必要ないと言っているわけではなくて、非常に危険度の高いところ、水がつかりやすいところを今もやっていただいています。集中的に危険の高いところをやっていただいているやり方で、対応するという方法をとらざるを得ないと思います。つまり、下水道と一緒にやろうとしている雨水事業は、対象区域満遍の雨水排水側溝をやり直すわけです。その必要があるのかどうか。これだけのお金をかけて、新たに。これも、市からの単独の持ち出し、市の負担としては29億という金額ということですが、これも、これもあわせて判断の材料にすべきだと私は思います。

ということで、公共下水道について、ぜひ財政計画のベースとなる水洗化率、より現実に沿った内容でもって検討していただきたいというふうに思いますけれども、最後に市長、感想があれば。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 鳥居議員の公共下水道事業の御質問にお答えいたします。

先ほど来、この水洗化率の推移について、こちらの表で質問されておりますが、この表とはかなり異なってきておりますので、そのあたりもまた御説明できるかと思えます。そして、先ほど環境水道部長が答えましたが、瑞穂市の今後の人口につきましても、2045年まで、今の最長の人口推計が国立社会保障・人口問題研究所のほうでつくられておりますが、それによると、2045年では5万5,602人ということで、今の人口よりも多い。これからふえていって、それから減少に転じても、まだ2045年には多いということで、その人口シミュレーションに基づいて今回水洗化率も策定をしておりますので、そのあたりも今回またお示しできると思えます。

きょう、午前中からの御質問でもお答えしておりますが、この公共下水道事業というのは、私部署に対して5つの指示をしてきました。それについて回答をさせていただいておりますが、この瑞穂市にとって、この公共下水道事業が必要な事業であり、今後ともこの事業を進めていかなければならないというような信念は持っておりますので、そのものの答弁と、この今回のその答弁と今回のこの鳥居議員の御質問に対するお答えとさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 人口の動態をあるデータに基づいてということでした。そして、水洗化率についてのお話はなかったんですけども、その2点について、委員会とかで、またはいろんな機会でもって確認をさせていただきたいなと思えます。

じゃあ、下水道については以上とさせていただきますして、次にJR穂積駅圏域拠点化事業の推進についてですけども、まず、この事業には、区画整理事業への地元関係者の理解を得ることが不可欠だと思いますけれども、この事業には、やっぱりやるということを市民の方の理解が不可欠です。そういう意味で、市長の推進のためのお考え、地元の方の理解を得るということについてのお考えと、市長としてはどういうふうに進めていくかという何か考えがあれば、ないですか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） JR穂積駅周辺の拠点化事業につきましては、平成28年度より拠点化協議会を立ち上げまして、拠点化構想、それからまちづくり計画をワイワイ会議や駅周辺のワークショップ等で意見交換を行いながらつくってまいったところでございます。

この7月には、有識者による研究会の駅周辺のあるべき姿の提言をまとめられたところがございます。その報告書、20項目の提言がございます。駅へのアクセス道路や駅前広場の整備、駅周辺の居住環境・商業環境の改善、また整備を進める上では、特に住みやすさや地域防災力の向上とともに、既存のコミュニティーを維持することができる土地区画整理事業による面的な整備が効果的かつ効率的であるという提言をいただいております。

瑞穂市の都市計画マスタープランの中にも、この駅周辺につきましては、都市拠点として位

置づけをしておる、市にとって中心となるべき地域でございますので、駅周辺の公共施設の整備状況や確保すべき防災等の生活環境、土地利用形態等を再確認しながら駅周辺整備事業を進めていくことが必要であり、市が事業主体となる市施行による土地区画整理事業を進めていくべきという思いで、地域住民の皆様方に説明会やワークショップ等で事業に対する御理解、それから御協力を得ながら事業を進めてまいりたいと考えております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5 番（鳥居佳史君） 私も、区画整理で駅北、駅南、やはり整備をして、そして15万圏域の穂積駅とあるべき姿に持って行っていただきたいと強く思います。

地元への説明会等にやっぱり市長があるときに出ていただいて、市長みずからが引っ張って行っていただいて、地元の方にも、市長がそういう考えでここまでやると、そして将来はこうなって、穂積駅が変わるというところを、ぜひ市長のリーダーシップで市民の方の理解を得るように進めていただきたいと強く思います。

それで、ほづみ夜市とか、穂積駅のかかわりを市民の方とかかわっていただくような政策を今いろいろやっけていらっしゃいます。これは非常に私も大事なことだと思います。そこで一つ提案ですけれども、今、世界中、日本でもストリートピアノとか、一般の方がそういう半分公共のところでは楽器を演奏するということが行われています。この瑞穂市には、幸い穂積駅のコンコースがあります。JRの持ち物ですから、これは今後調整がもちろん要りますけれども、あのコンコースあたりを市民の人が演奏できるというようなことが、演奏しているということが毎日じゃなくても、あると、じゃあ私が弾いてみようかと、小・中学生、高校生、大学生の音楽をやっている子がやってくると、ちょっと穂積駅のコンコースはおもしろいぞというふうになるのも、この穂積駅を活性化するという一助になるかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 町なかに設置された誰もが自由に弾くことができるストリートピアノは、近年、商店街のアーケード内や地下街、駅のコンコース等への設置が行われ、音楽によるにぎわいの創出や、音楽を通じて人と人とのつながりを創出するといったことを目的に、ストリートピアノを活用したまちづくりを進める地域が広がっております。

また、公共空間を開放し、商店街等の交流人口の増加や滞在時間を長くするための方策として、人が集い、交流する空間を確保することを目的に、公共の観光スペース等にストリートピアノを設置したり、中には、店舗と連携をして、店内でのピアノを演奏できるような空間をつくり、商店街周辺のまちおこしを実施している事例もございます。

その事例の幾つかを御紹介いたしますと、静岡県のJR清水駅前銀座商店街アーケードやJ

R 静岡駅北口地下広場には、「まちは劇場」というような言葉で、その象徴として設置がしてあります。石川県の J R 金沢駅西地下通路には、「まちかど思い出ピアノ」という言葉で取り上げられております。また、東京都 J R 国立ビル内には「Play Me, I'm Yours」と、さあ、私を弾いてというような言葉、東京都庁には「都庁おもいでピアノ」といったように、それぞれにすてきなキャッチコピーがついた取り組みがされています。

先ほど、世界にというところで、たまたまテレビで私は見たんですけど、チェコのプラハの駅のピアノの映像を見させていただきました。まさに誰彼となくピアノの前に座って、譜面もなくピアノをすらすらと弾いていくと。しかも、それを通りすぎる人が全く見向きもしない。人だかりもできないというような姿を見まして、まさに作曲家ドボルザークの生まれた駅のコンコースに置いてあるふさわしい場所だなあとというふうに思ったところでございます。

現在、計画策定を進めております J R 穂積駅周辺整備事業の中では、市民が集える、憩える新たな交流スペースを確保しながら、交流人口の増加や駅周辺地域のにぎわいや、地域コミュニティの創出を図っていきたいと考えており、そのツールとして、議員御提案の内容を参考とさせていただきたいと思っております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5 番（鳥居佳史君） ありがとうございます。いろいろ調べていただいて、実はぜひやってみたいという市民の方がいらっしゃるんですね。ですから、その辺のことで、やり方をここでいよというふうになったら、次の日に多分実現するという状況ですので、何とか前向きに、J R との交渉も要るかと思いますけれども、ぜひ検討していただきたいなあと思っております。

次の質問です。

市長の選挙公約のタウンミーティングについてですけれども、タウンミーティングについては、前市長の時代からタウンミーティングは行われております。それで、その従来のタウンミーティングと市長が考えておられるタウンミーティングの何か違いとかがありましたら、御披露願えますか。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 昨年度から、実際はタウンミーティングがちょっと変わっております。前は、説明会のような、わかりやすい瑞穂市の予算というのでお話をしていたわけなんですけど、もう変わっています。ですから、今、鳥居議員が言われるように、前市長のときからというよりも、昨年度から実態が変わっているということが本質になります。

昨年度から行っておりますタウンミーティングは、瑞穂市まちづくり基本条例に基づいて、市民参画によって協働のまちづくりを推進することを目的に実施しているものです。各小学校区の解決すべき地域課題をテーマとしまして、地域の方がそれを設定し、参加された方がお互

いの思いを尊重した中で意見を出し合い、市民、議会、行政がそれぞれの立場でできることは何かというものを一緒に考えながら、地域課題の解決に向けて、市民協働の取り組みにつなげていくこととして行っております。

このタウンミーティングの手法ですが、校区の役員さんたちと協議をしまして、ワークショップの手法がいいか、それともワークショップなんですけど、ワールドカフェの手法だとか、KJ法とかあるんですよ。どちらの手法でやったらいいかということも相談しながら、そのときのテーマや参加者の様態などを考えて実施してきました。この課題解決の話し合いにおきまして、これらの手法を校区の方々が理解していただいて、身につけていただきました上で、自分たちの自治会のほうに持ち帰っていただいて、今度は自治会にある課題を解決していただくということの手法としても使っていただきたいという狙いもあってやっているということでございます。校区のほうからだんだん下へ、各自治会へおろしていくというようなイメージだと思います。今年度のタウンミーティングの振り返りがまとまりましたので、議会でも御質問がありました、どんな状態になっているかという御質問もありました。また説明を今後させていただきますと思っています。

現在の小学校区ごとのタウンミーティングをきっかけに生まれたつながりや思いを大切にしてください、地域課題を解決できるよう、市も一緒に考えていく機会を積み重ねることが大切だと考えております。この積み重ねによって、まちづくりを実践する市民、団体、企業、地域、行政、議会などといった多様な主体が連携し合って、異なる視点で意見を出し合って、新たなまちの魅力や地域の価値をともに作り上げる協働がさらに進んでいくと思います。この過程を進んだ上に、最初から計画に入っていただく企画とか、立案だとか、そういうところに入っていただく「協創」という取り組みにだんだんつながっていくということですね。今は、ともに汗をかくという時代だと思っています。それが理解されましたら、今度は一緒に最初から考えませんかという協創への取り組みにつながっていけると考えておるということです。

この市民協創への通過点にありますので、市長が考えているタウンミーティングと違いはないと、通過点にあるというふうに理解しておりますので、よろしく願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 今のお話で、市長が考えるタウンミーティングへの通過点というお話であれば、市長が目指すタウンミーティングというのは何かありますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） タウンミーティングの御質問にお答えをいたします。

私が考えるタウンミーティングというのは、今現在は小学校区でタウンミーティングをやっています。それをどうやって自治会へおろすかというのが一つの大きな課題であって、例えば

小学校区のタウンミーティングに20人集まっていたくより、各自治会単位で5人集まっていたくほうが、地域の中での課題なんかの解決とか、そういうのはすぐに導けるということも一つ考えています。今の現在の小学校区のタウンミーティングから自治会へどうやっておろすかというところを、今担当である企画部のほうと調整をして、これから進めていきたいと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） わかりました。

あと最後に、市民の考え、声を聞くという部分では、先日も少し紹介させていただきました犬山市の市民フリースピーチ制度というのがあります。これは、市民の人が、議場で議員に対して5分自分の意見を述べるという場です。

それで、私はそれを見て思ったんですけども、議員が聞くのもいいでしょう。首長、市長及び執行部も一緒に聞いて、市民のスピーチに対して、市長としてはこう思う、議会としてはこう思うという、それぞれそれに対する考えをまとめ、すり合わせてやるというのも、これは市民の声を聞く一つの方法かなあというふうに思いましたけれども、市長いかがですか、その辺は。

○議長（藤橋礼治君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、鳥居議員が提案されました市民フリースピーチ制度につきましては、議会改革の一環として、市民の権限を最大限生かすということで、市民の直接参加によって市政へ関心を高め、議会や議場に親しみ、議会活動をより市政に市民の意見を反映させるということを目的に、日本で初めて犬山市が取り入れた制度でございます。公募で集まった市民が、議場で施策の提案や日ごろの市政への思いを1人当たり5分間発言していくというものでございます。ただ、この制度を瑞穂市議会に取り入れることに関しましては、議会での御検討をしていただくこととなりますので、この場で私から答弁ができないのは御容赦願いたいと思っております。

市政への提言につきましては、現在でも意見箱、市公式ホームページ等々、それから要望書等々も各自治会、提言書もそうですね、届いております。加えて、先ほどのタウンミーティングの実施によりまして、地域課題を職員が聞く機会もふえているのが現状となっております。これも、多くのチャンネルから市民の声を聞くということで理解をしております。特に、タウンミーティングにおきましては、職員が聞く耳を持ち、地域へ臨んで、地域課題の状況を察知して、先行した施策が打てるというようなものに活用したいと進めておりますところでございますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 市民スピーチのいいところは、私思ったんですけども、市民がこうしたいほうが、改善してほしいとか、意見というのは、非常に千差万別なんです。我々が、議員が考えていないこと、または行政の立場で考えていない視点で、こうしたらどうかという提案が結構あったので、そういう意味では、こちらから何々について、自治会についてどう思いますかというテーマを提供するのではなくて、本当に市民が、わずかな市民かもわからないんですけども、一部の声かもわからないですけども、さまざまな意見が出てくるので、それを今までですと、請願とか、陳情という形で受けているわけです。なかなかその請願・陳情について、一体どういう議論がされて、どういうふうに対処したんだということがはっきりしないというのを踏まえて、この市民スピーチ制度というものは、請願とか、意見とか、そういうものに、ある意味とってかわる可能性があるなあと思いました。今、部長がおっしゃるように、議会そのものの中での改革が必要だというのは一番大事なところだというのは重々承知しております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、5番 鳥居佳史君の質問は終わりました。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日に予定していました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

また、傍聴の皆様方、最後までようこそお聞きいただきました。ありがとうございました。
またあすお出かけください。

散会 午後5時04分